

瑞浪市 こども計画（案）

令和7年3月

瑞浪市

目 次

第1章 計画策定にあたって	- 1 -
1. 計画策定の背景	- 1 -
2. 計画策定の趣旨	- 4 -
3. 計画の基本事項	- 5 -
第2章 瑞浪市の現状と課題	- 8 -
1. 瑞浪市の現状	- 8 -
2. 前計画の実績及び評価	- 15 -
3. アンケート調査の結果	- 17 -
4. 瑞浪市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題	- 24 -
第3章 基本的な考え方	- 25 -
1. 基本理念	- 25 -
2. 基本目標	- 26 -
3. 施策体系	- 27 -
4. 計画の目標指標	- 28 -
第4章 こども施策の展開	- 29 -
基本目標1 こども・若者の権利が尊重されのびのびと育つ環境の推進	- 29 -
基本目標2 ライフステージに合わせた切れ目のない支援の充実	- 32 -
基本目標3 安心してこどもを産み育てられる支援の充実	- 35 -
第5章 実施事業一覧	- 39 -
第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	- 42 -
1. 教育・保育提供区域の設定	- 42 -
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	- 42 -
3. 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項	- 59 -
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	- 59 -
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	- 59 -
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	- 59 -
7. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	- 59 -
8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	- 60 -
9. その他関連施策の推進	- 60 -
第7章 計画の推進体制と評価	- 61 -
1. 計画の推進体制	- 61 -
2. 計画の進行管理及び評価方法	- 61 -
資料編	- 62 -

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向

① こども基本法の成立

令和4年6月に、こども基本法が成立し、令和5年4月に施行されました。こども基本法は、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を包括的に保障すること及び日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、こども施策を総合的に推進することを目的としています。また、全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されることや差別的扱いを受けないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること等が、基本理念として掲げられています。

② こども家庭庁の創設

令和4年6月にこども家庭庁設置法が成立し、令和5年4月にこども家庭庁が設置されました。こども家庭庁は、こども政策に関し他省に属せず必要な取り組みを行い、これまで別々に担われてきたこどもに関する取り組みが一本化され、こども家庭庁の所管となりました。これにより、所管の組織の間で支援から漏れてしまっていたこどもに対し、福祉的な支援も一元的に担うことになりました。

③ こども大綱の策定

令和5年12月に、こども基本法に基づく、こども大綱が閣議決定されました。こども大綱は、これまで個別に作成されていた「子供・若者育成支援推進大綱」、「少子化社会対策大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化するものとなっており、また、こどもまんなか社会の実現を目指すためのこども施策に関する、基本的な方針、重要事項及び推進に必要な事項等が示されています。

④ こども未来戦略の策定

令和5年12月に、国は、こども大綱の考え方に基づく、こども未来戦略の「加速化プラン」を示しました。令和6年度から令和8年度までの3年間に、集中的に実施する、次元の異なる少子化対策として、①若者・子育て世代の所得を増やすこと、②社会全体の構造や意識を変えること、③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことが挙げられています。

⑤ こどもまんなか実行計画の決定

令和6年5月、こども大綱に基づき、「こどもまんなか実行計画2024」が決定されました。「こどもまんなか実行計画2024」は、幅広いこどもに関する政策の具体的な取り組みを、一元的に示した初めてのアクションプランです。この計画は、こどもや若者の権利の保障に関する取り組みや、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387(再掲を含む)の項目を提示しています。また、アクションプランとして、令和6年度から令和10年度までにどのように取り組んでいくかについて、工程表や、施策の進捗状況を検証するための指標も示されており、毎年見直しを図っていくものとされています。

⑥ 児童福祉法の改正

令和4年6月、児童福祉法が改正され、一部を除き、令和6年4月に施行されました。市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置に努めること、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化等が示されています。

⑦ 子ども・子育て支援法の改正

令和4年6月、子ども・子育て支援法等が改正され、令和6年10月以降に順次施行されることとなりました。こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じること等が示されています。また、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、給付対象が高校生年代のこどもまで拡充した、児童手当等の財源に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することも盛り込まれました。

⑧ こどもの貧困対策

平成26年1月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、総合的なこどもの貧困対策への取り組みを開始しました。その後、令和元年6月の法改正により、こどもの最善の利益が優先して考慮されること等が基本理念として掲げられました。また、令和6年9月の改正により、同法は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、こどもの人権及びこどものより良い生き方や、成長の観点からも、貧困の解消に向けた積極的な取り組みを総合的に進めることが規定されました。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づき、平成26年8月に、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、具体的な方針や施策が示されました。その後、本大綱は、令和元年11月に見直しが行われ、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくいこども・家庭に配慮した対策を推進すること等が、基本方針として示されました。さらに、令和5年12月に、本大綱及びその他の大綱を一体化したものとして、こども基本法に基づく、こども大綱が閣議決定されました。

(2) 瑞浪市の動向

令和2年度から令和6年度の5か年において、第2期瑞浪市子ども・子育て支援計画に基づき、子どもや子育て世帯に対して様々な事業を実施し、また、必要に応じて拡充を行いました。

子育て世帯が子育て支援事業等を円滑に利用しやすくするために、利用者支援事業の拡充を行いました。

共働き世帯等の増加や産後職場復帰の早期化等に伴い、0歳児から2歳児までの未満児保育の需要が高まっていることから、小規模認可保育所の設立を支援し、受け皿の拡充を行いました。また、病後児保育の事業に加え、病児保育を開始しました。

放課後や長期休暇中における、こどもの安全かつ健全な成長を支援するため、こどもに対し学習支援や多様な体験活動、地域住民との交流等の提供(こどもの居場所づくり事業)を行う事業者に対し、当該活動費用の助成事業を開始しました。

子育て世帯の負担を軽減するため、令和5年度に、3歳以上の未就学園児について、給食費の無償化を開始しました。また、第2子が産まれた子育て世帯及び進学や就職を控えた中学3年生がいる子育て世帯に対し一時金の給付事業を開始しました。

さらに、令和6年4月より、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援室の機能を一体化した、こども家庭センターを設置しました。こどもや妊産婦等への福祉と保健に関する相談窓口を一本化し、専門職員を配置することによって、相談対応の質の向上及び情報の共有や一元化を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を開始しました。

2. 計画策定の趣旨

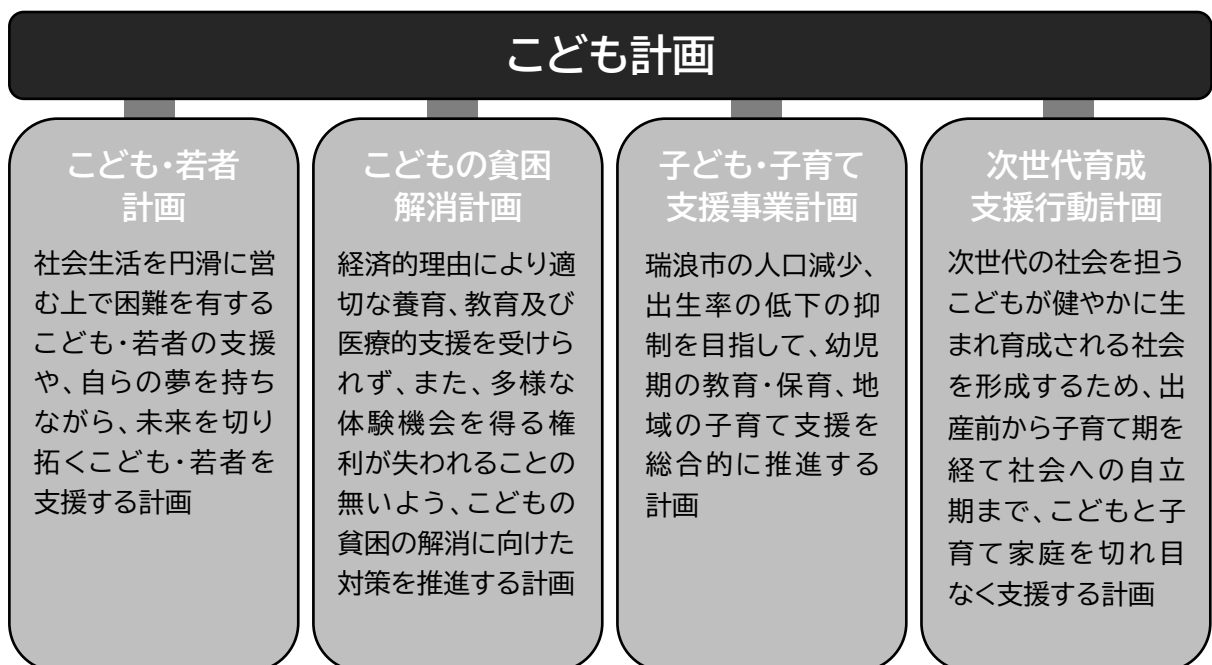
令和5年にこども基本法が施行され、国は、こども家庭庁の設立とともに「こどもまんなか社会」の実現を目指す取り組みを開始しました。

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、

こども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会です。

また、こども基本法の第10条において、市町村は国のこども大綱を勘案しながら、市町村こども計画を策定することを努力義務として定めています。

これを受け、瑞浪市においても、第2期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画の改定に合わせ、国の方針に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指し、既存の子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画に加え、新たに子ども・若者計画、こどもの貧困解消計画を一体とし、こどもに関する施策を総合的に組み込んだ瑞浪市こども計画を新たに策定します。

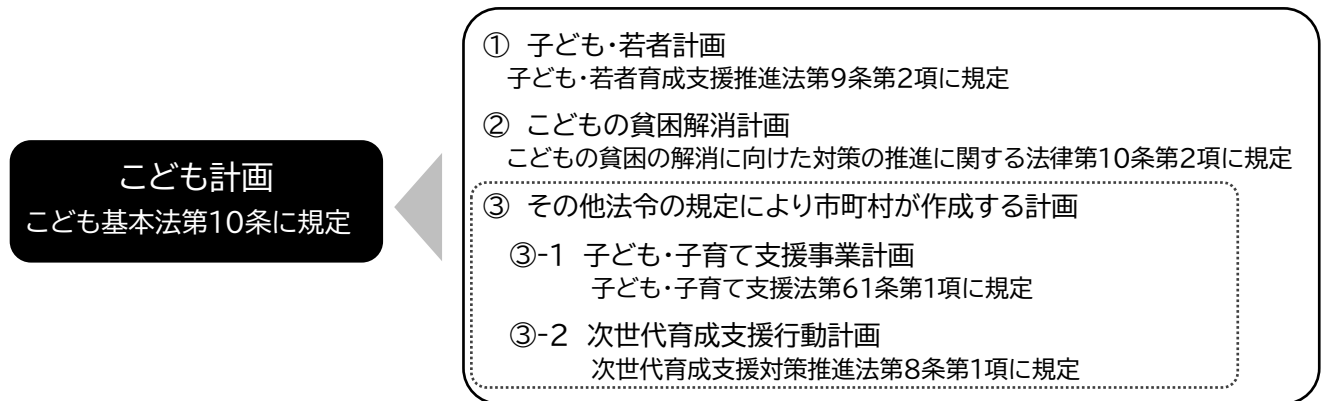


3. 計画の基本事項

(1) 法令の根拠

こども基本法第10条第2項において、国のこども大綱や県の関連計画を勘案しながら、こども計画を策定することが努力義務として定められています。

また、同条第5項において、市町村こども計画は、①子ども・若者計画や、②こどもの貧困解消計画、③その他法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体的なものとして作成することができることが規定されています。



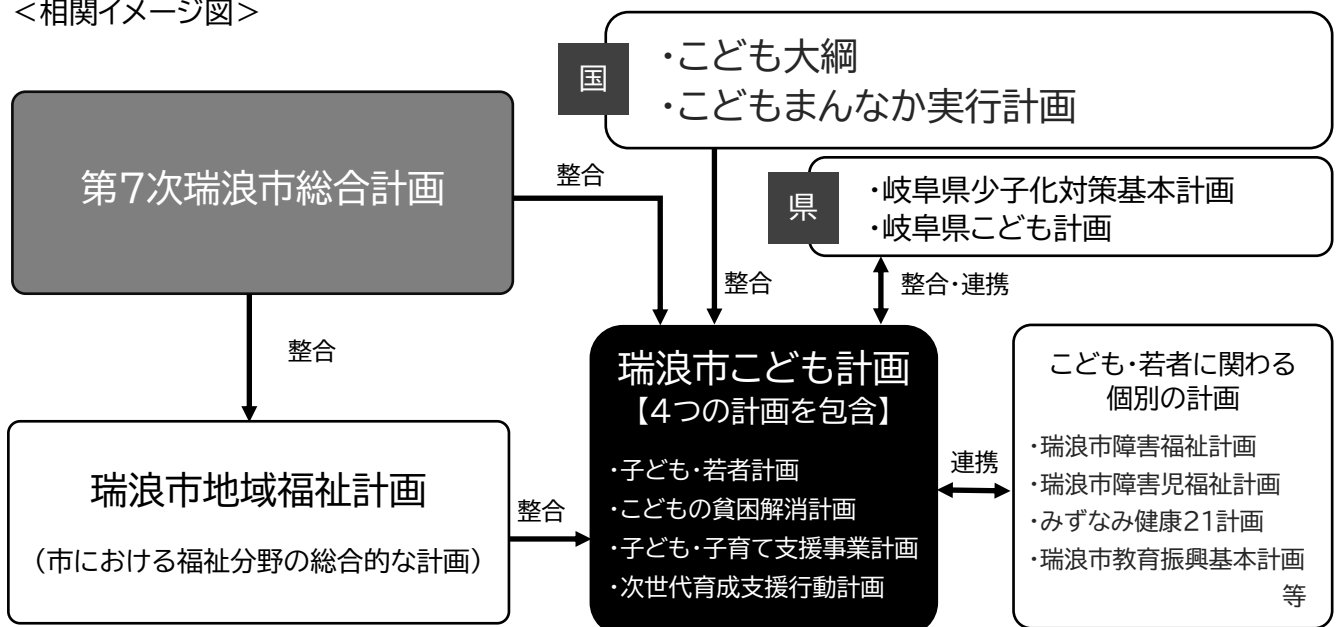
(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づき、こども大綱等において国が示す方向性を基に、岐阜県の関連計画とも整合・連携を図ります。

また、瑞浪市の最上位計画である第7次瑞浪市総合計画(みずなみ VISION)の将来都市像「幸せ実感都市みずなみ ～いっしょに創ろう 夢ある未来～」を本計画でも目指し、その重点施策である「安心して子どもを産み育てられる環境づくり(子育て支援)」とも整合を図りながら計画を推進します。

その他、瑞浪市の関連計画とも連携を図りながら計画を推進します。

<関連イメージ図>



第7次瑞浪市総合計画(みずなみ VISION)「基本計画」では、5つの横断的視点を示しています。その中の1つに、「(1)SDGs の推進」を定めており、「SDGs の理念に沿って進めることで、地域課題解決の加速化が期待できることから、SDGs を本計画に関連づけながら、推進」していくとしています。

SDGsとは、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)のことで、平成 27年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択されました。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年(2030 年)までに持続可能なよりよい世界を目指すための国際目標であり、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

本計画においても、第7次瑞浪市総合計画(みずなみ VISION)に基づき、SDGsの理念に沿って計画を推進します。



(3) 計画の対象

本計画の対象は、すべての子どもと子どもに関わる家庭・地域・事業者・各種団体等、地域社会を構成する全ての人を対象とします。

子どもの年齢についての定義は、子ども基本法や子ども大綱の考え方を基に、瑞浪市においても明確な年齢の上限は定めないものとします。

■ こどもの定義について(子ども大綱より抜粋) ■

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

(4) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
瑞浪市こども計画 【令和7年度～令和11年度】 ・子ども・若者計画 ・こどもの貧困解消計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画				

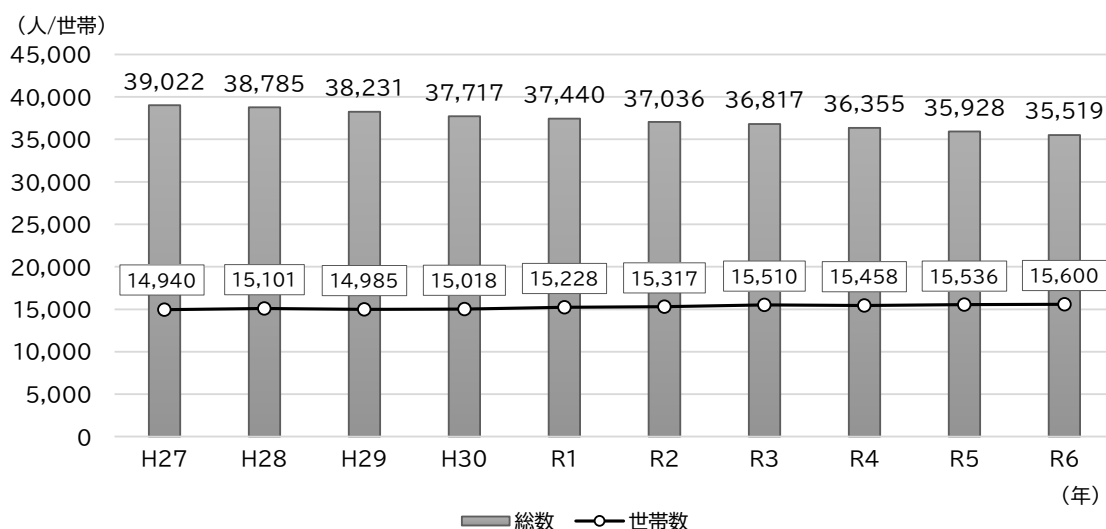
第2章 瑞浪市の現状と課題

1. 瑞浪市の現状

(1) 人口

①総人口（各年4月1日時点）

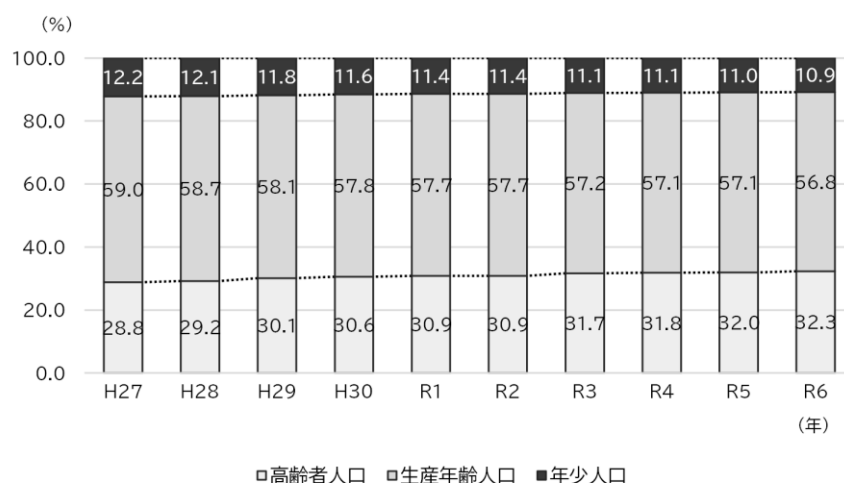
本市の人口は、減少傾向です。平成27年度には、総人口は39,000人を超えていましたが、令和5年度からは、36,000人を下回っています。世帯数は増加傾向にあり、平成27年度には14,940世帯でしたが、令和6年度には15,600世帯となっています。



資料：瑞浪市住民基本台帳

②人口構成（各年10月1日時点）

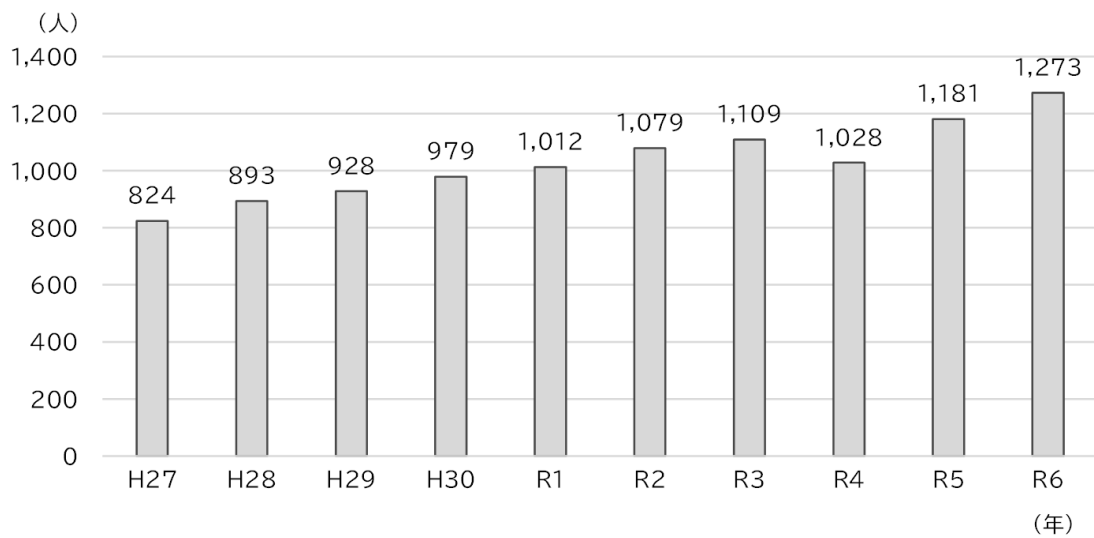
本市では、高齢化が進行しています。平成29年には、高齢者の割合が総人口の30.0%を超え、以降も増加し、令和6年には32.3%となっています。生産年齢人口の割合は減少傾向で、平成27年には、59.0%でしたが、令和6年には56.8%となっています。年少人口の割合も、減少傾向で、令和6年には10.9%となっています。



資料：瑞浪市の統計

③外国人人口（各年4月1日時点）

本市の外国人人口は、増加傾向です。平成27年には、824人でしたが、令和に入ると1,000人を超え、令和6年には、1,273人となっています。



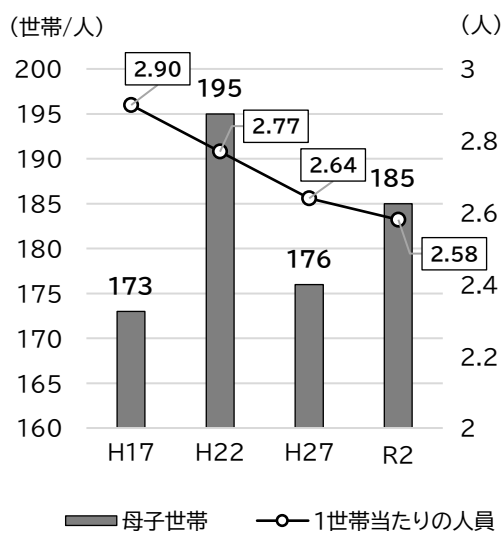
資料：瑞浪市住民基本台帳

(2) ひとり親世帯

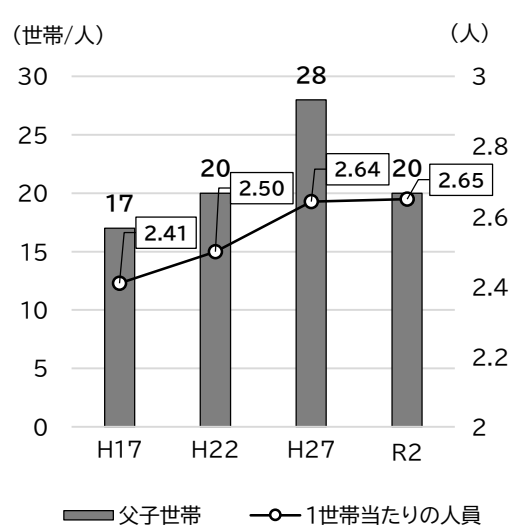
本市の母子世帯数は、増減しながら令和2年には、185世帯となっています。1世帯当たりの人員は減少しており、2.58人となっています。

父子世帯数は、令和2年には、20世帯となっています。1世帯当たりの人員は増加しており、2.65人となっています。

①母子世帯



②父子世帯

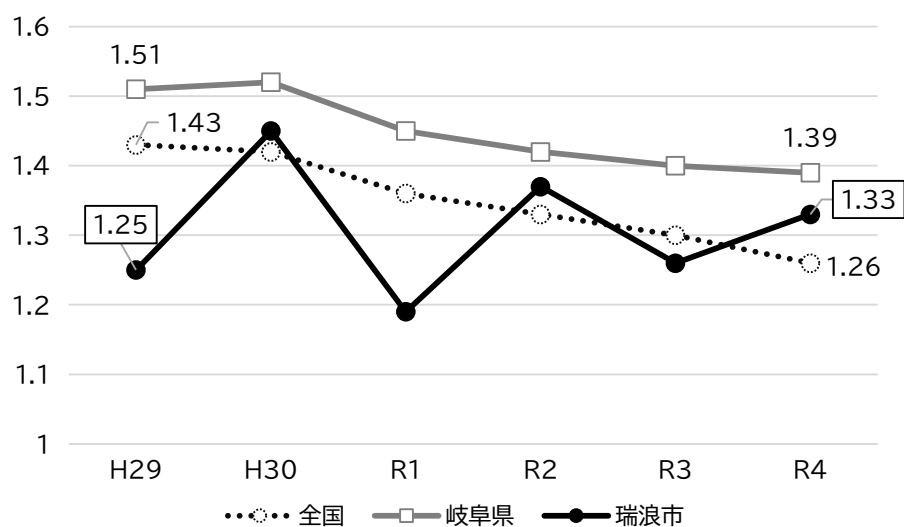


資料：国勢調査

(3) 出生

①合計特殊出生率

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
岐阜県	1.51	1.52	1.45	1.42	1.40	1.39
瑞浪市	1.25	1.45	1.19	1.37	1.26	1.33



資料：岐阜県衛生統計年報、人口動態調査 人口動態統計、住民基本台帳年齢階級別人口

②母親の年齢別（5歳階級別）出生数の推移

(単位：人)

母親の年齢	H29	H30	R1	R2	R3	R4
14歳以下	-	-	-	-	-	-
15～19歳	3	3	1	1	1	1
20～24歳	12	24	22	28	13	12
25～29歳	75	78	61	65	62	52
30～34歳	85	101	71	83	82	79
35～39歳	52	47	48	50	45	63
40～44歳	4	8	6	7	8	9
45～49歳	-	-	-	-	1	-
50歳以上	-	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-
総数	231	261	209	234	212	216

資料：岐阜県衛生統計年報、人口動態調査 人口動態統計

③出生率推移（人口千対）の比較

(単位：%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
岐阜県	7.0	7.0	6.4	6.1	6.0	5.7
瑞浪市	6.1	7.0	5.6	6.3	5.8	5.9

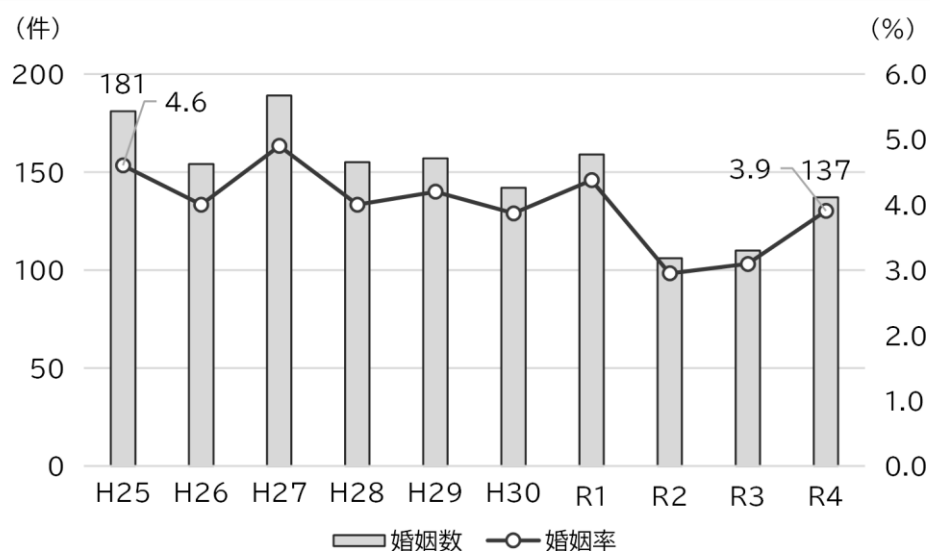
資料：岐阜県衛生統計年報、人口動態調査 人口動態統計

(4) 婚姻

①婚姻件数、婚姻率

(単位：件/%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
婚姻件数	181	154	189	155	157	142	159	106	110	137
婚姻率	4.6	4.0	4.9	4.0	4.2	3.9	4.4	2.9	3.1	3.9

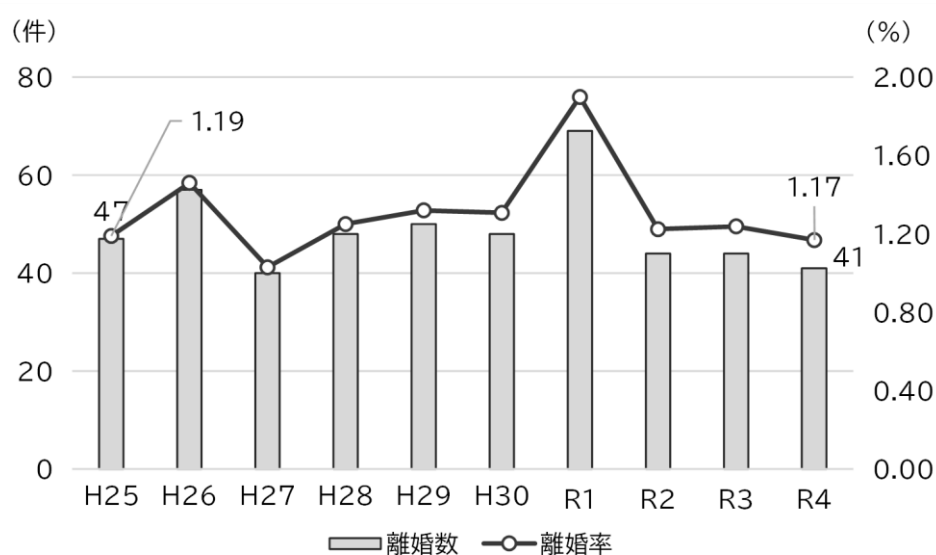


資料：岐阜県衛生統計年報

②離婚件数、離婚率

(単位：件/%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
離婚件数	47	57	40	48	50	48	69	44	44	41
離婚率	1.19	1.46	1.03	1.25	1.32	1.31	1.90	1.22	1.24	1.17



資料：岐阜県衛生統計年報

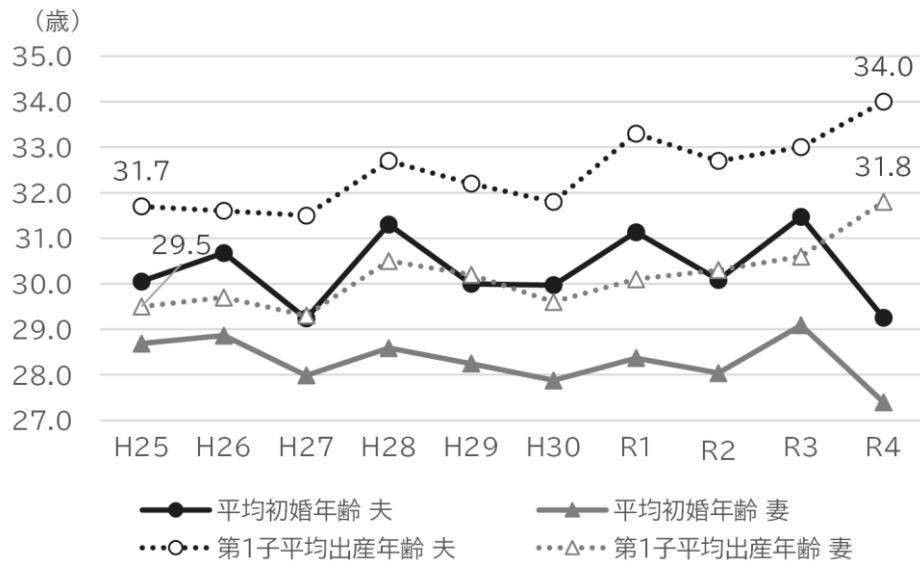
③初婚年齢と出産年齢

本市における平均初婚年齢は、夫は29歳から31歳頃までの間で推移し、妻は27歳から29歳頃までの間で推移しています。

第1子の平均出産年齢は、夫は平成25年では31.7歳、妻は29.5歳でしたが、令和4年では、夫は34.0歳、妻は31.8歳となっており、高齢化の傾向にあります。

(単位：歳)

	平均初婚年齢		第1子平均出産年齢	
	夫	妻	夫	妻
平成25年	30.1	28.7	31.7	29.5
平成26年	30.7	28.9	31.6	29.7
平成27年	29.2	28.0	31.5	29.3
平成28年	31.3	28.6	32.7	30.5
平成29年	30.0	28.2	32.2	30.2
平成30年	30.0	27.9	31.8	29.6
令和元年	31.1	28.4	33.3	30.1
令和2年	30.1	28.0	32.7	30.3
令和3年	31.5	29.1	33.0	30.6
令和4年	29.3	27.4	34.0	31.8



資料：岐阜県衛生統計年報

(5) 就労

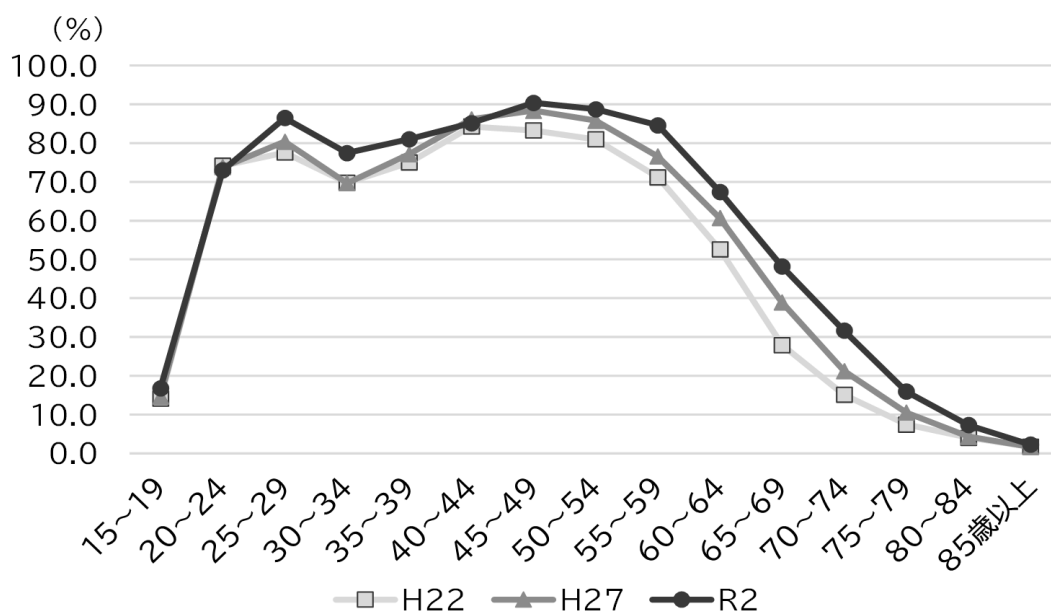
本市における女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

本市における女性全体の労働力率の推移をみると、上昇傾向にあります。令和2年では、全国、県と比較して、特に45歳から59歳の女性の労働力が高いことがうかがえます。

(単位:%)

女性の年齢	瑞浪市			岐阜県	全国
	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	14.1	14.7	16.8	16.7	16.8
20～24歳	74.2	73.8	73.0	76.3	74.2
25～29歳	77.6	80.4	86.5	84.6	86.6
30～34歳	69.8	69.7	77.4	76.6	79.1
35～39歳	75.0	77.2	81.0	78.9	78.1
40～44歳	84.3	86.2	85.2	84.0	80.8
45～49歳	83.3	88.4	90.4	85.9	82.0
50～54歳	81.0	85.8	88.7	84.1	80.2
55～59歳	71.2	76.6	84.6	79.3	75.3
60～64歳	52.6	60.7	67.4	66.7	62.2
65～69歳	27.9	38.9	48.2	45.5	41.3
70～74歳	15.1	21.2	31.7	30.1	26.9
75～79歳	7.4	10.5	15.9	16.0	14.9
80～84歳	4.0	4.3	7.3	7.7	7.8
85歳以上	1.7	1.7	2.2	2.5	2.9
全体	48.7	50.6	53.8	54.3	53.5

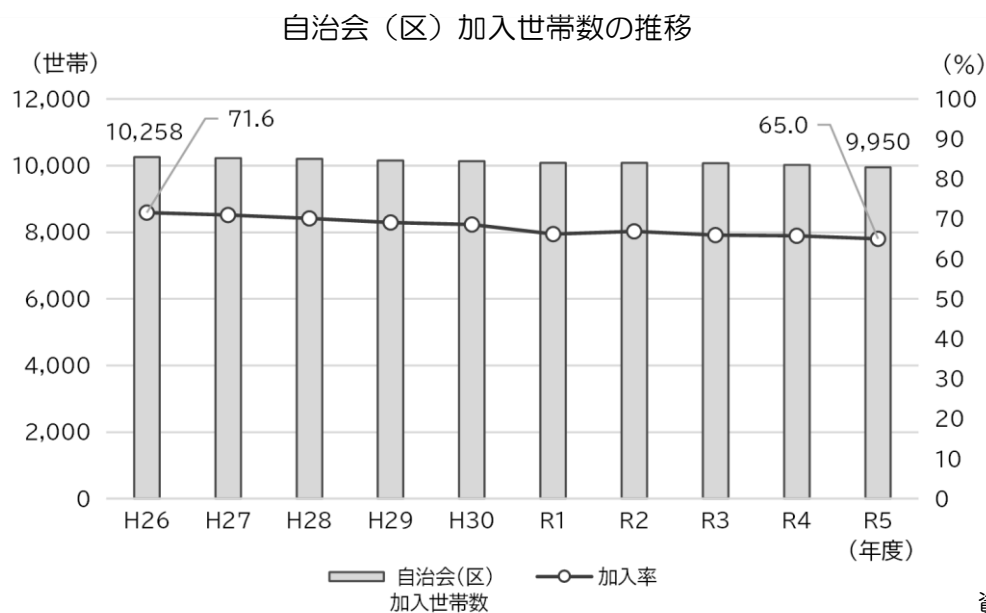
瑞浪市の女性の年齢別労働力推移



資料：国勢調査

(6) 地域コミュニティ

本市において、自治会(区)に加入する世帯の数は減少しています。平成26年度には、10,258世帯が自治会(区)に加入していましたが、令和5年度には、9,950世帯となっており、加入率は、71.6%から65.0%まで下がっています。



(7) 進路状況

本市における中学校卒業後の進路は、ほぼ進学となっていますが、数名程度の就職者がいる年があることがうかがえます。また、高校卒業後の進路では、進学者が7割から8割程度で、就職率が1割から2割程度となっています。また、高校卒業後の進路において、無業率(進学、就職のいずれにも当てはまらないものの割合)が、増加傾向にあることがうかがえます。

① 中学校卒業後の進路

年度	生徒数	進学率		就職率
H26	464	99.1	私立	100.0
			公立	99.0
H27	365	99.5	私立	100.0
			公立	99.3
H28	464	99.8	私立	100.0
			公立	99.7
H29	420	99.8	私立	100.0
			公立	99.7
H30	399	99.2	私立	100.0
			公立	99.1
R1	367	98.6	私立	100.0
			公立	98.3
R2	360	99.4	私立	100.0
			公立	99.3
R3	354	99.2	私立	100.0
			公立	99.0
R4	343	99.4	私立	100.0
			公立	99.3
R5	330	99.7	私立	100.0
			公立	99.6

② 高校卒業後の進路

(単位：人/%)

年度	生徒数	進学率	就職率	無業率
H26	750	82.0	14.9	3.1
H27	732	84.3	11.9	3.8
H28	753	73.6	19.9	6.5
H29	802	80.4	13.3	6.2
H30	864	75.2	16.3	8.4
R1	855	77.8	14.9	7.4
R2	881	74.7	19.1	6.2
R3	850	73.8	16.5	9.8
R4	868	72.4	15.1	12.6
R5	916	78.1	13.9	8.1

資料：瑞浪市、麗澤瑞浪中学校、市内各高等学校

※公立は公立中学校、私立は私立中学校を表す。中・高ともに、市外から市内の学校に通学する者も含む。

2. 前計画の実績及び評価

本計画を策定するにあたり、第2期子ども・子育て支援事業計画に定めた事業評価を行いました。

(1) 第2期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画

No.	事業	評価	方向性
1	幼保一体化の推進	A	継続
2	教育・保育の質の向上	A	継続
3	幼稚園教諭・保育士の資質の向上	A	継続
4	主食費の無料化	A	完了
5	小学校生活への滑らかな移行	A	継続
6	親と子の時間が確保される労働の支援(ワーク・ライフ・バランス)	B	継続
7	産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備	A	継続
8	乳児家庭全戸訪問事業	A	継続
9	延長保育事業	A	継続
10	保育所等一時預かり事業	A	継続
11	利用者支援事業	A	継続
12	子育て世代包括支援センター事業	A	完了
13	ファミリー・サポート・センター事業	B	継続
14	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	A	継続
15	病児・病後児保育事業	A	拡充
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	A	継続
17	放課後児童クラブの充実	B	継続
18	児童館の充実	B	継続
19	妊婦健康診査	A	継続
20	乳幼児健康診査	A	継続
21	不妊治療の支援	A	完了
22	小児医療の充実	A	継続
23	養育支援訪問事業	A	拡充
24	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	A	継続
25	子ども家庭総合支援拠点の整備	A	完了
26	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	A	継続
27	ひとり親家庭等の自立支援の推進	A	継続
28	障がい児支援の充実	A	継続
29	子どもの貧困対策の充実	B	継続

■ 評価の基準 ■

- A 計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。(ほぼ100%実施した)
- B 計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあった。(75%程度実施した)
- C 現在、施策・事業の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)
- D 計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。
(施策・事業に着手し、動き始めることはできた)
- E 現在、ほとんど手をつけていない。(施策・事業に着手することができなかった)

(2) 量の見込みと実績

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績は以下の通りです。

事業			単位	R2	R3	R4	R5
延長保育事業	利用者数 (年間)	見込み	人	33	32	31	30
		実績		45	39	59	55
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	月平均利用人員	見込み	人	238	246	258	266
		実績		183	206	211	211
子育て短期支援事業	利用者数 (年間)	見込み	人	14	14	14	14
		実績		0	0	12	6
地域子育て支援拠点事業	利用者数 (年間)	見込み	人	22,250	22,469	21,844	21,531
		実績		11,649	11,987	16,243	17,180
一時預かり事業(幼稚園)	利用者数 (年間)	見込み	人	—	—	—	—
		実績		—	—	—	—
一時預かり事業(保育所等)	利用者数 (年間)	見込み	人	630	662	695	729
		実績		572	790	566	225
病児・病後児保育事業	利用者数 (年間)	見込み	人	258	258	258	258
		実績		0	3	18	41
ファミリー・サポート・センター事業	利用者数 (年間)	見込み	人	72	71	70	67
		実績		8	22	41	43
利用者支援事業	実施箇所数	見込み	箇所	2	2	2	2
		実績		2	2	2	2
妊婦健康診査事業(妊婦健康診査費用助成事業)	回数 (年間)	見込み	回	239	235	233	228
		実績		245	245	235	193
乳児家庭全戸訪問事業	世帯数	見込み	世帯	239	235	233	228
		実績		229	206	212	199
養育支援訪問事業	世帯数	見込み	世帯	15	14	14	14
		実績		29	15	18	16
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	見込み	—	—	—	—	—
		実績		—	—	—	—
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	見込み	—	—	—	—	—
		実績		—	—	—	—

3. アンケート調査の結果

(1) 子育て家庭の意識・生活状況

子育て中の市民の方の生活状況や子育て支援に関する意向・意見を把握し、瑞浪市こども計画に反映することを目的に実施しました。

調 査 地 域	瑞浪市全域
調 査 対 象	未就学児のいる家庭1,076世帯、就学児のいる家庭897世帯
調 査 期 間	令和6年1月11日(木)～1月31日(水)
回 収 数(率)	未就学児のいる家庭 414票(38.5%) 就学児のいる家庭 321票(35.8%)

① もう一人産み育てるために必要な支援

就学児、未就学児の保護者ともに、「手当の充実」、「保育料の無償化または負担軽減」、「妊娠・出産への支援」等が上位を占め、経済的な支援に関する回答が多くなっています。

【未就学児の保護者】

	回答 総数	実の子 育てに 関する 経費的 支援(手 当)	負担の 軽減 無償化 または 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成
全体	414	81.9%	71.7%	55.8%	51.7%	49.5%	45.7%	41.3%	38.4%	11.1%	1.9%		
居住地													
瑞浪地区	216	82.9%	73.6%	56.9%	56.0%	48.6%	49.5%	48.1%	42.1%	11.6%	0.9%		
土岐地区	77	81.8%	68.8%	54.5%	53.2%	45.5%	41.6%	33.8%	35.1%	2.6%	1.3%		
明世地区	36	83.3%	69.4%	58.3%	47.2%	50.0%	52.8%	44.4%	33.3%	11.1%	5.6%		
稲津地区	40	80.0%	70.0%	62.5%	35.0%	52.5%	47.5%	35.0%	40.0%	25.0%	2.5%		
日吉地区	13	76.9%	61.5%	46.2%	53.8%	46.2%	23.1%	23.1%	23.1%	7.7%	7.7%		
釜戸地区	18	72.2%	66.7%	33.3%	22.2%	50.0%	22.2%	22.2%	11.1%	11.1%	5.6%		
陶地区	10	90.0%	90.0%	60.0%	80.0%	80.0%	40.0%	40.0%	70.0%	0.0%	0.0%		
大湫地区	3	66.7%	66.7%	66.7%	33.3%	66.7%	33.3%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%		
こどもの 年齢													
0歳	40	90.0%	85.0%	70.0%	55.0%	62.5%	57.5%	57.5%	47.5%	10.0%	2.5%		
1歳	40	82.5%	80.0%	70.0%	50.0%	50.0%	47.5%	47.5%	47.5%	10.0%	2.5%		
2歳	38	84.2%	71.1%	60.5%	63.2%	55.3%	36.8%	36.8%	50.0%	5.3%	2.6%		
3歳	69	82.6%	81.2%	62.3%	59.4%	44.9%	52.2%	46.4%	42.0%	10.1%	2.9%		
4歳	78	76.9%	65.4%	52.6%	43.6%	47.4%	39.7%	34.6%	43.6%	16.7%	1.3%		
5歳	100	81.0%	70.0%	49.0%	51.0%	48.0%	46.0%	40.0%	28.0%	8.0%	0.0%		
6歳	48	81.3%	54.2%	37.5%	45.8%	45.8%	39.6%	33.3%	22.9%	14.6%	4.2%		

【就学児の保護者】

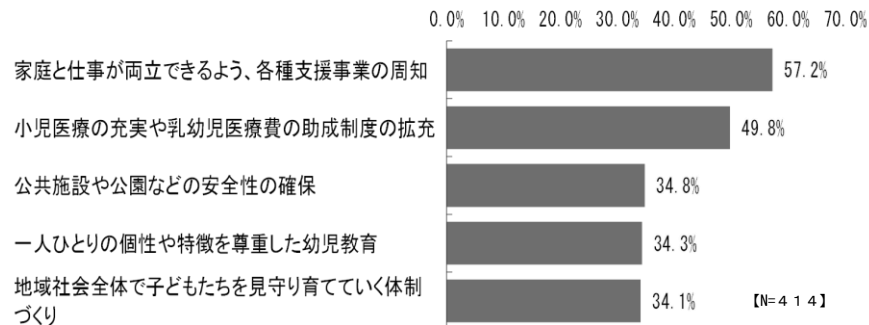
	回答 総数	支子 育てに 関する 経費的 支援(手 当)	負担の 軽減 無償化 または 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成	妊娠・ 出産 への 助成
全体	321	75.1%	56.1%	43.6%	38.0%	35.8%	33.0%	26.5%	22.4%	11.2%	2.8%		
居住地													
瑞浪地区	144	76.4%	56.9%	40.3%	40.3%	40.3%	34.0%	28.5%	20.8%	7.6%	3.5%		
土岐地区	58	67.2%	41.4%	43.1%	32.8%	31.0%	25.9%	25.9%	25.9%	20.7%	1.7%		
明世地区	32	78.1%	68.8%	62.5%	43.8%	50.0%	50.0%	34.4%	37.5%	12.5%	3.1%		
稲津地区	42	71.4%	52.4%	52.4%	26.2%	31.0%	26.2%	23.8%	23.8%	14.3%	2.4%		
日吉地区	13	92.3%	76.9%	46.2%	61.5%	15.4%	30.8%	38.5%	23.1%	0.0%	0.0%		
釜戸地区	17	88.2%	70.6%	23.5%	23.5%	29.4%	35.3%	11.8%	0.0%	11.8%	0.0%		
陶地区	11	81.8%	54.5%	36.4%	54.5%	27.3%	45.5%	9.1%	18.2%	9.1%	0.0%		
大湫地区	2	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
こどもの 学年													
1年生	20	80.0%	75.0%	45.0%	50.0%	30.0%	40.0%	15.0%	20.0%	10.0%	0.0%		
2年生	28	71.4%	50.0%	35.7%	28.6%	25.0%	21.4%	21.4%	14.3%	14.3%	7.1%		
3年生	41	73.2%	48.8%	36.6%	46.3%	43.9%	36.6%	34.1%	22.0%	4.9%	4.9%		
4年生	67	76.1%	55.2%	47.8%	26.9%	34.3%	32.8%	23.9%	23.9%	11.9%	3.0%		
5年生	84	78.6%	63.1%	47.6%	42.9%	40.5%	34.5%	34.5%	31.0%	10.7%	0.0%		
6年生	79	73.4%	50.6%	41.8%	39.2%	32.9%	31.6%	21.5%	16.5%	13.9%	2.5%		

※「全体」の数には、無回答者も含む。

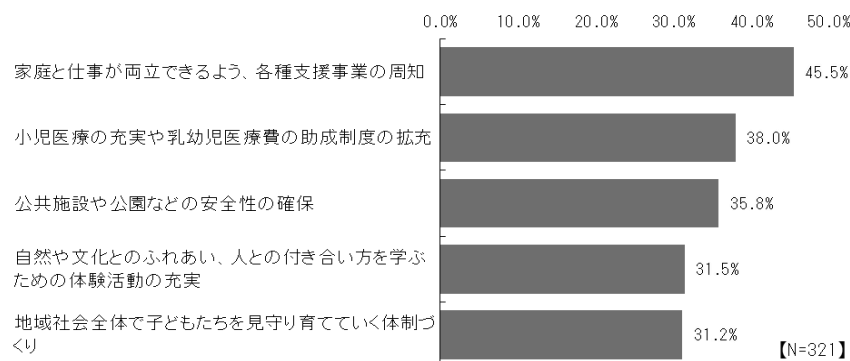
② 行政の取り組みとして必要・重要と思うこと

就学児、未就学児の保護者ともに、「家庭と仕事の両立支援」、「医療・医療助成の充実」、「公園等の安全確保」等の回答が多くなっています。

【未就学児の保護者】



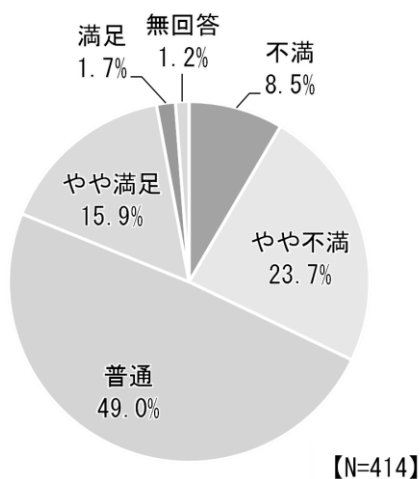
【就学児の保護者】



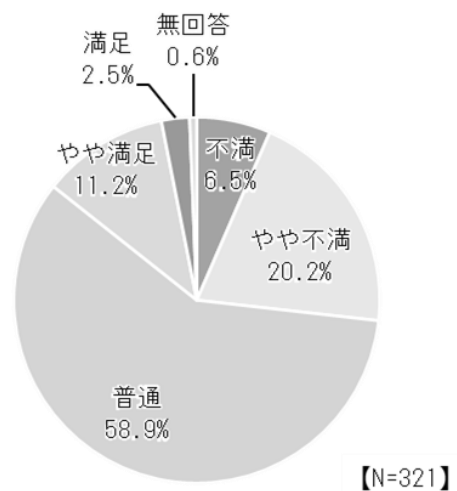
③ 子育ての環境や支援への満足度

満足度（「満足」、「やや満足」、「普通」の合計）について、未就学児の保護者は、66.6%、就学児の保護者は、72.6%であり、「普通」が多いものの、概ね満足していることがうかがえます。

【未就学児の保護者】



【就学児の保護者】

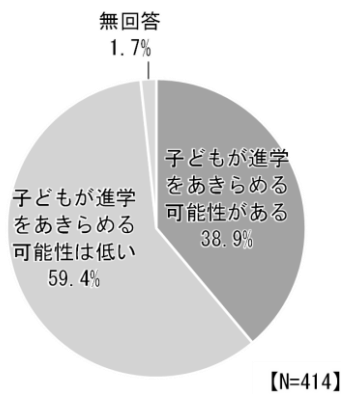


④ こどもの進学と家庭の経済状況

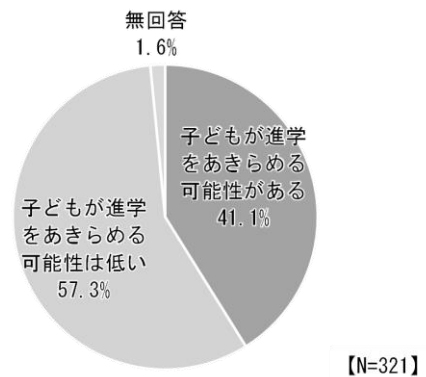
未就学児、就学児の保護者の約4割が、「経済的な理由でこどもの進学を諦める可能性がある」と回答しています。また、進学させた場合でも、「金銭的な負担」に不安を感じている保護者の割合が最も多くなっています。こどもの教育費に関して不安を感じる世帯が多いことがうかがえます。

④-1 経済的な理由でこどもの進学を諦める可能性について

【未就学児の保護者】

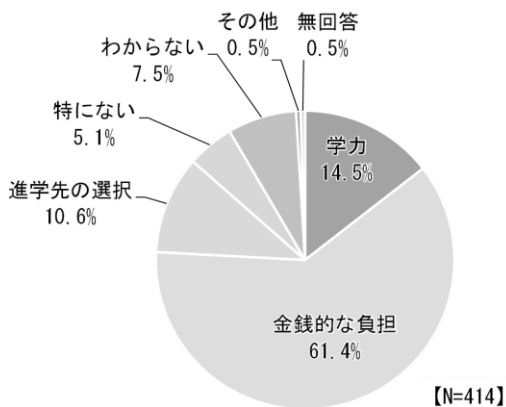


【就学児の保護者】

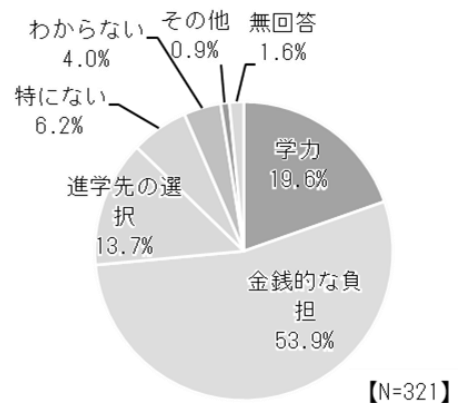


④-2 進学させる際の心配事

【未就学児の保護者】



【就学児の保護者】



(2) 若者の意識・生活状況

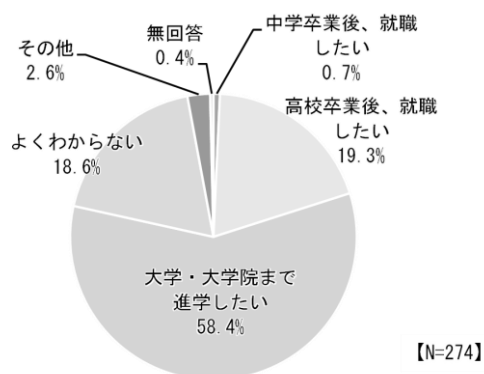
こども計画策定にあたり、若い世代の市民の意見を取り入れた計画となるよう、市内在住の中学2年生及び高校2年生の年齢に当たる市民を対象として、学習状況や日常生活における意識、取り巻く環境や生活習慣等を把握することを目的に実施しました。

調査地域	瑞浪市全域
調査対象	市内在住の中学2年生(※以下、本章では「中学生」と表記) 356名 市内在住の高校2年生の年齢に当たる市民(※以下、本章では「高校生等」と表記) 322名
調査期間	令和6年1月12日(金)～1月31日(水)
回収数(率)	中学生 274票(77.0%) 高校生等 66票(20.5%)

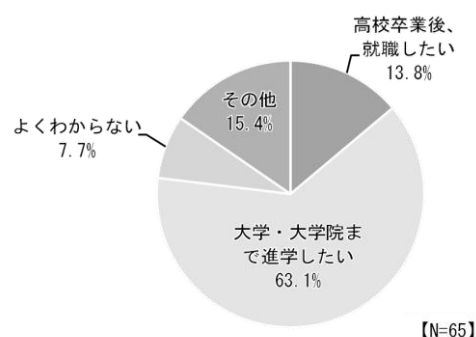
① 今後の進路の希望

中学生、高校生等ともに、「大学・大学院まで進学したい」の割合が最も大きくなっています。

【中学生】



【高校生等】



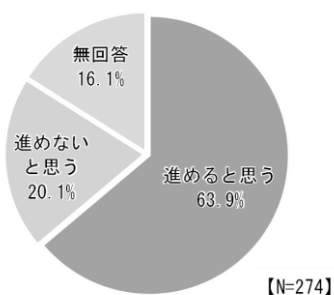
② 進路について

中学生のうち、20.1%が希望通りの進路に進めないと考えています。その理由として、経済的な理由が18.2%、家族の事情(世話をしなければならない等がある)が5.5%となっています。

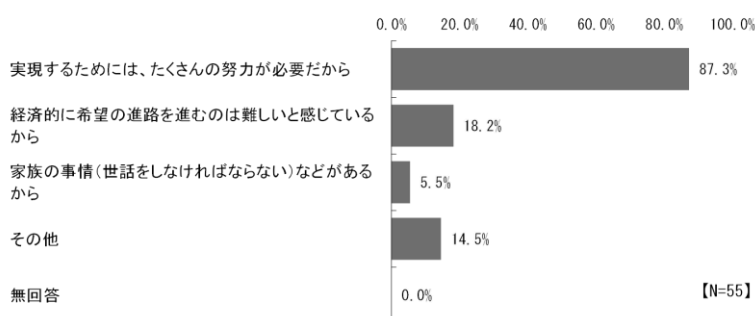
高校生等のうち、7.7%が希望通りの進路に進めないと考えています。その理由として経済的な理由をあげている方が40.0%います。

【中学生】

【希望通りの進路を進める可能性】

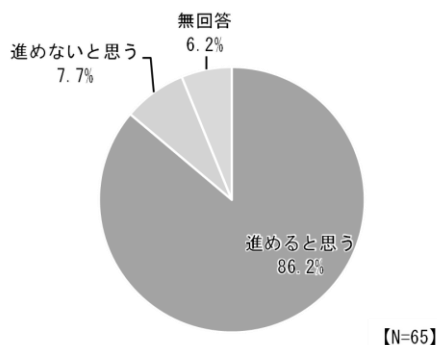


【希望通りの進路を進めない理由】

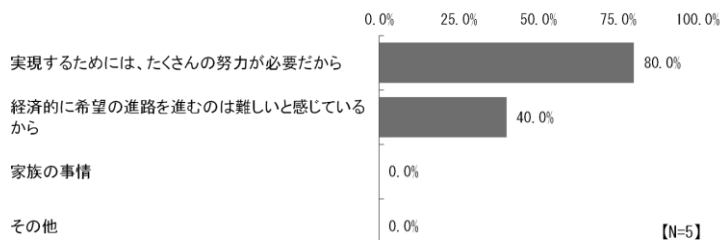


【高校生等】

【希望通りの進路を進める可能性】



【希望通りの進路を進めない理由】

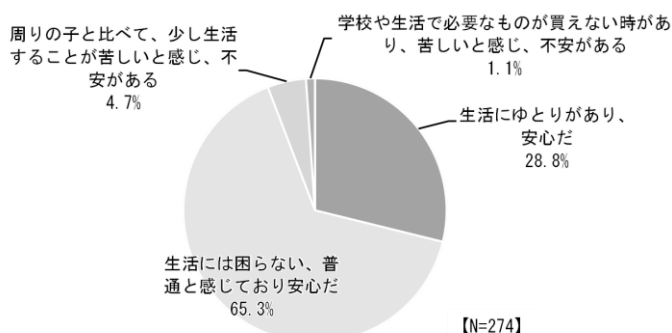


※票数僅少のため、参考値とする。

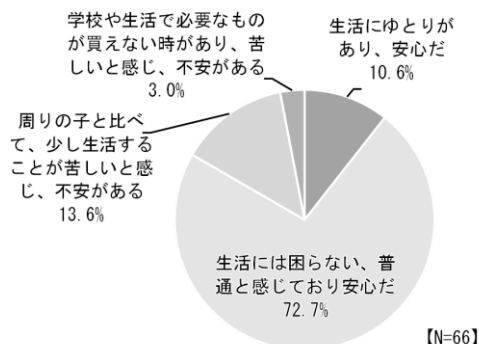
③ 家庭の生活にかかる費用について

経済的に生活が苦しいと感じている割合(「周りの子と比べて少し生活が苦しい」と「必要なものが買えない時があり、苦しい」の合計)は、中学では5.8%、高校生等では16.6%となっています。

【中学生】



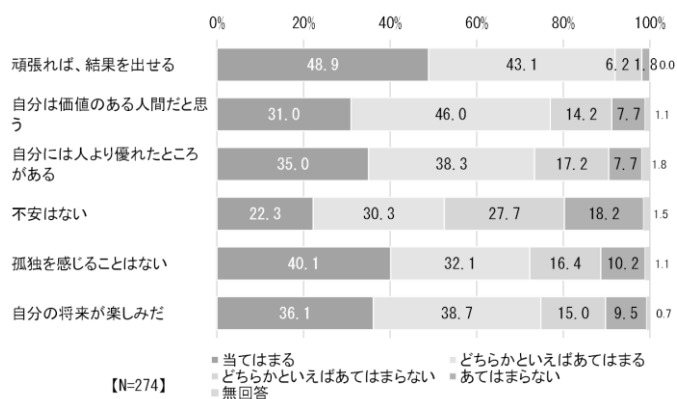
【高校生等】



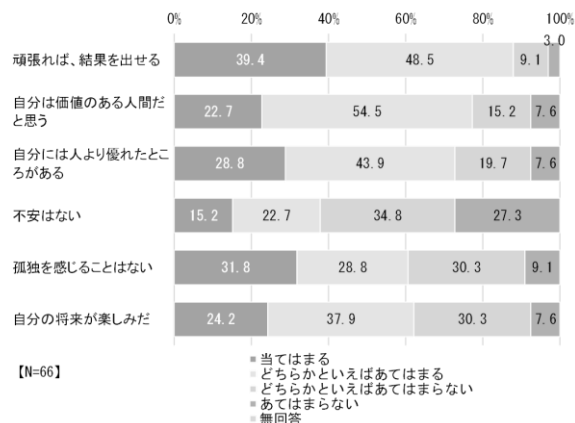
④ 自分自身について

中学生のうち、自己肯定感の低さや、孤独を感じている割合は高くはありませんが、一定数いることがうかがえます。また、不安を抱えている割合は45.9%となっています。高校生等では、自己肯定感が低い方や孤独を感じる方の割合がやや大きくなっています。また、不安を抱えている割合は、62.1%となっています。

【中学生】



【高校生等】

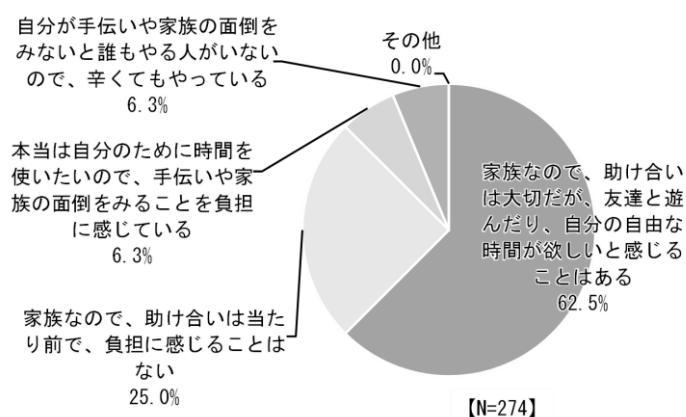


⑤ 家庭内での役割と負担について

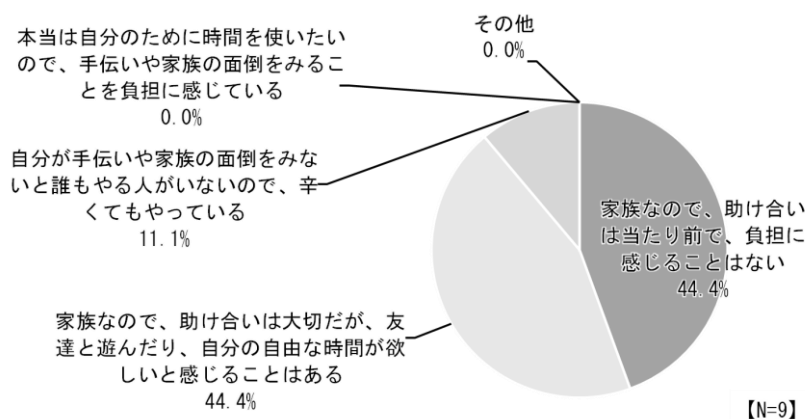
中学生のうち、家の手伝いや家族の面倒をみる等の役割を担っており、負担に感じたり、辛いと強く感じている割合（「本当は自分のために時間を使いたい…」と「自分が手伝いや家族の面倒を見ないと…」の合計）は、12.6%となっています。

高校生等のうち、負担に感じたり、辛いと強く感じている割合（「自分が手伝いや家族の面倒を見ないと…」）は、11.1%となっています。

【中学生】



【高校生等】



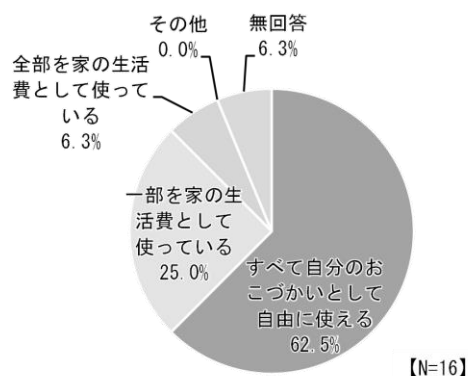
※票数僅少のため、参考値とする。

⑥ アルバイトや就業の状況（高校生等のみへの質問）

高校生等のうち、アルバイトや就労をしている割合は、24.2%となっています。

また、アルバイトや就労で得た給与の使い道として、一部もしくは全てを家庭の生活費としている割合は、31.3%となっています。

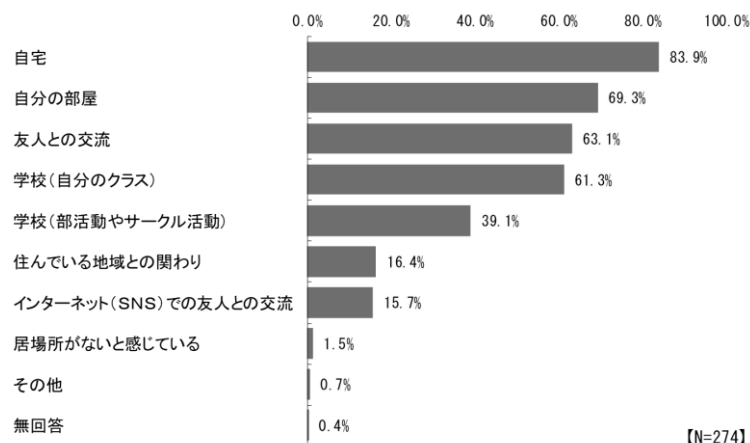
アルバイトや仕事の有無	(%)
している	24.2
していない	74.2



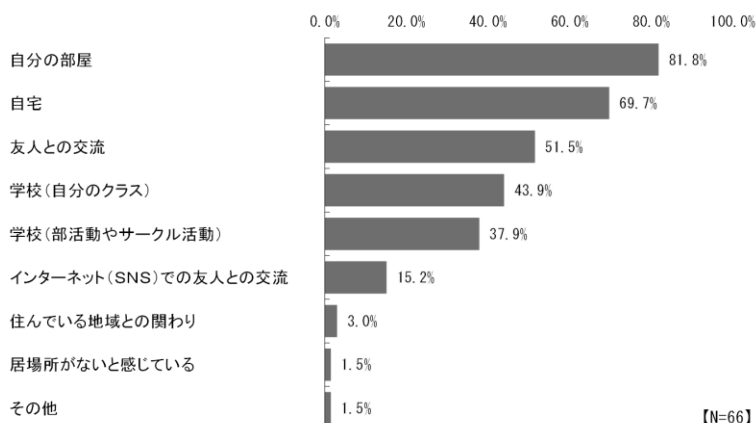
⑦ 自分の居場所と感じている場所

中学生、高校生等ともに、自宅や自分の部屋等身近な場所に概ね居場所があると感じていることがうかがえます。一方で、「インターネット(SNS)での交流」がともに約15%、「居場所がないと感じている」が1.5%となっており、居場所については、中学生、高校生等に同様の傾向が見られます。

【中学生】



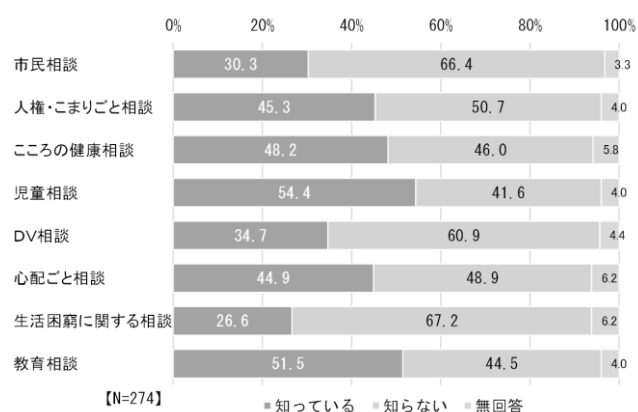
【高校生等】



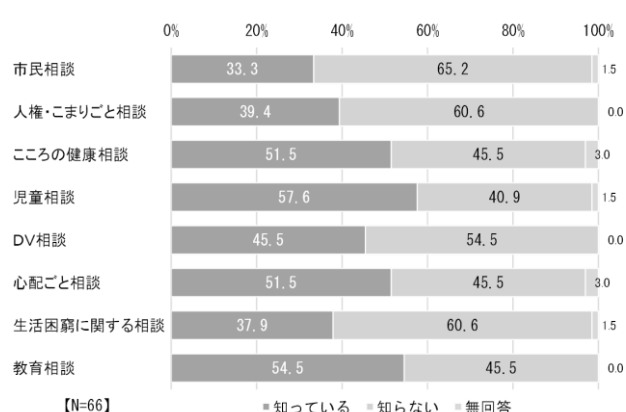
⑧ 市のサービスについての認知度

中学生では、市民相談、DV相談、生活困窮に関する相談等の認知度が低く、高校生等では、市民相談、人権・こまりごと相談、生活困窮に関する相談等の認知度が低い状況となっています。

【中学生】



【高校生等】



4. 瑞浪市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

以上のような瑞浪市の現状を踏まえ、課題を整理しました。

課題 1

アンケート調査によると、瑞浪市のこども・若者は、進路や自己肯定感、家庭の経済状況や家庭内の役割分担等において、概ね良い環境にあることがうかがえます。しかし、経済的な理由で進路を諦めるこども・若者、自己肯定感が低く、居場所がないと感じているこども・若者、家庭の経済状況が苦しいため、自分が働き家計を助けている若者、家族の面倒が負担になっているこども・若者が、少数ではあるものの、一定の割合でいることが明らかになっています。

こうしたこども・若者が安心して成長し、自分の希望に沿った進路を進むために、ニーズに応じた適切な支援を切れ目なく届けることが必要です。また、適切なサポートが必要な障がいのあるこどもや、ことばの壁に困る外国籍のこども等も含め、瑞浪市全体で、すべてのこども・若者が、生まれながらに権利の主体である認識を深め、心身ともに健やかに成長する環境をつくる必要があります。

課題 2

人が生まれ、成長し、青年期を迎えるまでには、年齢に合わせて様々なライフイベントがあります。これまでも瑞浪市では、こどもの出産前から様々な子育て支援の施策に取り組んできました。核家族の増加、ライフスタイルの多様化、働き方の変化、婚姻・出産の高齢化等、子育て支援においても、こうした社会の変化にともない変容する市民ニーズに合わせた支援を提供する必要があります。

こどもの誕生から就学前においては、母親の出産前後の支援、こどもの健康・医療面での支援、ニーズに合った保育環境の充実等が必要です。

こどもの学童期や思春期においては、いじめや不登校等の課題が一定数あることから、こどもが安心して学校生活を送るための支援や、相談体制の強化が必要です。また、共働き世帯の増加に伴い、放課後のこどもの居場所等を充実する必要があります。

青年期においては、こども・若者が希望する進路を選ぶことができるよう、高等教育の就学支援を充実するとともに、希望する生き方ができるよう、ニーズに合わせて、就労支援や経済的基盤の安定を図る支援、結婚や新生活の支援を充実することが必要です。また、ニートやひきこもり等の問題については、本人だけでなく、その家族を含めたサポートを充実する必要があります。

課題 3

子育てや教育にかかる費用について、こどもの進学希望を叶えられない不安を抱えている世帯が、一定の割合でいます。また、アンケート調査によると、もう一人産み育てるために必要な支援としても、「手当の充実」、「保育料の無償化または負担軽減」、「妊娠・出産への支援」等が上位を占めています。こうしたことから、出産やこどもの医療、保育等にかかる経済的支援を充実する必要があります。

また、共働き世帯やひとり親世帯が増加傾向にあることから、保護者だけでなく、地域で子育てを支援する環境を整備・強化することが必要です。加えて、男性の育児参加(共育)や、ワーク・ライフ・バランスの促進、柔軟な働き方の導入等、子育て世帯に優しい市となるために、市民や企業への意識啓発や、子育てを支えるしくみ・体制の構築も必要です。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

前章で示した社会潮流や瑞浪市の現状及び課題に対応し、瑞浪市のこども・若者に関する取り組みを実施するにあたって、取り組み全体に通じる基本理念を定めます。

基本理念は、瑞浪市のこども・若者に関する取り組みを貫く普遍的な考え方であるため、本計画においても「(第1期)瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」で定めた基本理念を継承します。

基本理念

みんなで守り、
みんなで育む、
みんなの笑顔が満ちる子育て

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」は、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」であり、こども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会です。

瑞浪市においても、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」の実現を目指し、瑞浪市らしい個性と魅力、強みを活かしながら、こども・若者の笑顔がにぎわいと活気のあるまちを生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えることを目標とし、施策の実現を目指します。

※本計画では、こども・若者について、こども基本法や国の考え方に従い、以下のように設定しています。

こども…こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされており、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

若者…法令上の定義はありませんが、こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳代まで。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

2. 基本目標

基本理念の基、以下の3つの基本目標を定め、取り組みを推進します。

基本目標1

こども・若者の権利が尊重され、のびのびと育つ環境の推進

こども・若者が権利主体であることが、こども・若者当人をはじめ社会全体でも共通の意識となり、こども・若者も社会の一員として、積極的に社会参画できる環境づくりを推進します。

また、すべてのこども・若者が、必要な保健・医療サービスを受けることができ、困難な状況にある時に、こども・若者自らが自分を守る方法を知り、大人に助けを求め、回復することができる環境づくりを推進するとともに、とりこぼしのない支援を提供できるよう支援内容を充実します。

基本目標2

ライフステージに合わせた切れ目のない支援の充実

幼児期から青年期まで、こども・若者の成長にともなうライフイベントに際し、必要な支援を適切に受けることができるよう、ライフステージに合わせた支援を充実します。

また、継続して支援を必要とするこども・若者が節目となる年齢を迎えた時、支援が途切れることのないよう、関係課や関連団体の連携を強化し、切れ目のない支援を充実します。

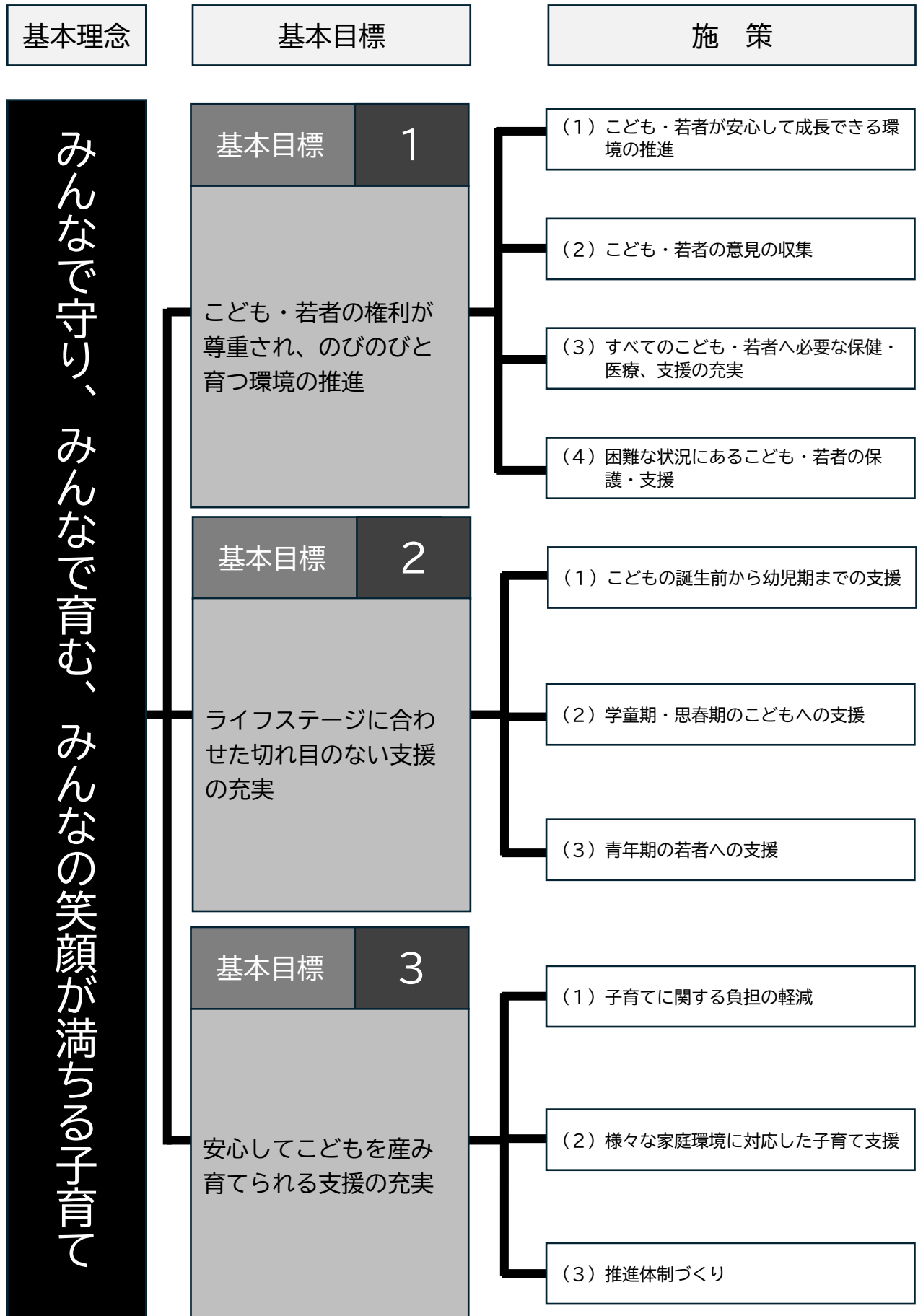
基本目標3

安心してこどもを産み育てられる支援の充実

子育てにおける経済的負担や、子育て中の保護者の身体的、精神的な負担の軽減のため、各種補助や支援サービスを充実します。

共働き・共育で、若年妊婦、ひとり親等、様々な家庭環境に応じて必要な支援が得られるよう支援内容を充実するとともに、子育て当事者が、地域の支援とともに、こどもの成長を楽しみながら子育てができるよう、地域ぐるみでの子育て支援体制を強化します。

3. 施策体系



4. 計画の目標指標

前述した基本理念に基づき、こどもまんなか社会の実現を目指し施策を実施していくにあたり、本計画では、以下の目標指標を設定し、計画で定めた施策効果の測定・評価を行います。

目標指標

指 標		基準値 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
自分は幸せだと思う こどもの割合	中学生	91.2%	92.0%
	高校生	89.4%	90.0%
こどもを産み育てやすいまちだ と思う市民の割合		42.5%	51.0%
学校・家庭・地域が連携してこど もの成長と安全を支えているまち だと思う市民の割合		58.0%	61.0%
合計特殊出生率		1.46	1.68

第4章 こども施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利が尊重されのびのびと育つ環境の推進

(1) こども・若者が安心して成長できる環境の推進



取り組み方針

- こども・若者が権利主体であることの認識を社会全体で共有します。
- 多様な遊び、学び、体験ができる機会を創出し、こども・若者の健全な成長を促進します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/継続
1	こどもまんなか社会の啓発	こども・若者をはじめ、市民や、団体、市内企業、市職員に対し、こども・若者が権利の主体として社会に参画すること及びこどもに関する施策やまちづくり等にその意見を取り入れていくことを推進し、また、意識の啓発を行います。	継続
2	家庭教育における人権教育の充実	家庭教育の中で、こどもの人権に対する意識を高めるための取り組みを行います。	継続
3	こども・若者の体験学習の推進	市内企業等と連携した職場体験学習や、陶磁資料館や化石博物館、市之瀬美術館等における体験的な学習の機会を充実し、こども・若者の豊かな人間性を育みます。	継続
4	安全なこどもの遊び場の確保	各保育園・認定こども園の園庭を地域などに開放します。また、児童遊園地の遊具の保守点検を実施し、安全の確保に努めるとともに、安全基準に満たない遊具は早急に修繕します。	継続

(2) こども・若者の意見の収集



取り組み方針

- こども・若者が安心して意見を述べ、積極的に社会参画できる機会を創出します。
- こども・若者の意識調査を実施し、施策へ反映するしくみを構築します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/継続
5	瑞浪市役所「ミライ創(つ)ろまい課」プロジェクト	域学連携協定を締結している各学校の高校生や大学生、学生によるまちづくりグループの瑞浪市役所「ミライ創(つ)ろまい課」が中心となり、瑞浪市の資源を活用しながら、まちの魅力向上や課題解決を図ります。	継続
6	こども・若者の意見の把握	こども・若者に関する施策を検討する際には、こども・若者の意見を取り入れるためのアンケート調査等を実施し、施策への反映を検討します。	継続

(3) すべてのこども・若者へ必要な保健・医療、支援の充実



取り組み方針

- 必要な人に必要な支援が切れ目なく届くよう、取りこぼしのない保健、医療、発達支援を充実します。
- すべてのこども・若者が、充実した学び、生活を得られるよう障がい児支援・医療的ケア児等への支援を充実します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/継続
7	子ども発達支援センターぽけっとの運営事業	障がいや発達の遅れなどのある児童を対象に、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行います。また、市の「総合相談窓口」として、地域連携や療育等の支援に結び付けるための相談に対応します。	継続
8	小児医療の充実	関係機関等と連携をとりながら、医療体制の確保に努めます。令和8年2月開院予定の公立東濃中部医療センターに小児科を設置し、小児急性期医療の充実を図ります。	継続
9	障がい児支援の充実	各分野の関係機関が円滑に連携できるよう、定期的・継続的な会議開催により顔の見える関係性を維持するとともに、情報共有・意見交換・ケース検討等を通じて、各関係機関の役割・動向に関する理解を深め、担当者の資質向上および支援体制の強化を図ります。	継続

(4) 困難な状況にあるこども・若者の保護・支援



取り組み方針

- 児童虐待防止対策、こども・若者の自殺対策等を充実します。
- こども・若者が健やかに成長するため必要な、遊び、学び、経験する機会が、貧困やヤングケアラーといった生活環境によって失われぬよう、必要な家庭に適切に支援します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/継続
10	県や専門機関の運営する相談窓口の周知	岐阜県東濃子ども相談センターや、児童養護施設、乳児院等、県やこどもに関する専門機関が提供する相談事業や支援事業を子育て支援情報誌やホームページ等を通じて周知します。	継続
11	要保護児童の早期発見および保護	養育が困難な家庭に対し、家庭児童相談員等の専門職の訪問による相談や指導(養育支援訪問)等の支援を行い、虐待や、ヤングケアラーの発生予防に努めます。	継続

No.	事業名	事業内容	新規/ 継続
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得者で生計が困難である世帯のこどもが、特定教育・保育等を受けた場合、保護者が支払うべき実費徴収の費用の一部を補助します。	継続
13	こどもの貧困対策の充実	低所得者で生計が困難である世帯への生活支援、就労支援及び経済的支援を実施することにより、継続的・総合的にこどもの貧困対策を推進します。	継続
14	生活困窮者自立支援制度の推進	病気・失業・ひきこもり・借金・収入が不安定等、様々な理由で生活に困窮している方の社会復帰や生活の安定を支援します。	継続
15	小中学校就学援助	市立の小学校・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由のために就学援助が必要な方に対し、学用品費や給食費、修学旅行費等、就学に要する費用の援助を行います。また、入学前の支給を実施することにより、保護者負担の軽減に努めます。	継続
16	瑞浪市奨学金制度の推進	優秀な学力・資質を持ちながら、経済的理由で修学困難な高校生・大学生等に対し返済の義務が生じない経済的支援を行います。	継続
17	こころの健康相談事業	保健所が実施する精神科医師、保健所保健師による「こころの健康相談」や、弁護士と臨床心理士による「法律とこころの相談会」を広報、HP、個別相談等にて周知します。	継続
18	精神保健福祉家族教室	保健所とホーリークロスセンターおよび NPO 法人東濃さつき会が連携して行う精神障がい者の家族教室を広報、HP、個別相談等にて周知します。	継続
19	自殺予防の啓発活動	自殺予防週間に広報を活用した自殺予防対策や、こころの健康に関する啓発、相談窓口の周知を行います。	継続

基本目標2 ライフステージに合わせた切れ目のない支援の充実

(1) こどもの誕生前から幼児期までの支援



取り組み方針

- 産前・産後ケアから幼児期の相談まで体制を強化し、母子保健と児童福祉の一体的な実施を推進します。
- 市民の生活に沿い、ニーズに合ったきめ細やかな子育て支援サービスを提供します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/継続
20	こども家庭センターにおける相談事業	保健師、保育士等の専門スタッフが、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランを策定する等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	継続
21	妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦やその配偶者等に対し、面談等により妊娠、出産、子育てに関する情報提供や相談を行います。	新規
22	妊産婦健康診査	妊産婦が受ける健康診査に係る費用を一部助成することにより、妊産婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。	継続
23	妊婦相談	妊婦健診の結果や体重管理、妊娠中の栄養、妊娠や出産についての不安や悩み等に関する個別相談を行います。	継続
24	産前産後サポート事業	妊娠・出産・育児について学び、不安を解消しながら妊婦さん同士が交流し、仲間づくりをする機会を設けます。	新規
25	産後ケア事業	産後も安心して子育てができるよう、産後のママと赤ちゃんに対し、授乳や沐浴等のアドバイス、育児相談、産後のお母さんのからだやこころのケア、こどもの成長や発達の確認等、様々な産後ケアを行います。	継続
26	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	育児の孤立化防止や乳児の健やかな成長のために、生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師等が訪問し適宜相談支援を行います。訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携して継続した支援を提供します。	継続
27	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査に市独自の検査を導入し、健康診査の充実を図るとともに、将来の生活習慣病予防を見据えた保健指導等を行い、将来にわたった健康づくりを推進します。	継続
28	保育所等一時預かり事業	保護者の所用や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合等に、保育所等において乳幼児を一時的に保育します。	継続

No.	事業名	事業内容	新規/ 継続
29	幼保一体化の推進	施設の定員設定を見直すとともに、保護者ニーズにあった教育・保育を提供できるよう努めます。	継続
30	教育・保育の質の向上	生きる力の基礎を養う就学前教育と、こどもの最善の利益を考慮した温かい保育を推進します。	継続
31	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、こどもへの負担も考慮しながら、保育サービスを提供します。	継続
32	病児・病後児保育事業	病氣中または病気の回復期にあるこどもを家庭で保育できない保護者に代わり、看護師等が一時的に預かります。	継続

(2) 学童期・思春期のこどもへの支援



取り組み方針

- こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる場と質の高い公教育を提供します。
- こども・若者の視点に立った居場所をつくるとともに、不登校のこどもへの対応や、いじめ、体罰等の防止を推進します。
- 成年年齢を迎える前に必要な知識の提供や教育を推進します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/ 継続
33	小学校生活への滑らかな移行	幼児期の学びを小学校につなげるとともに、円滑に小学校生活や学習に移行するため、特定教育・保育事業関係者やこどもの教育・保育に関わるすべての関係機関と連携を密にし、情報を共有します。	継続
34	小中学校へのスクールカウンセラーの配置	全ての中学校に、スクールカウンセラー等を配置し、生徒や保護者に寄り添い、支援する教育相談を推進します。また、小学校についても、校区の中学校との調整を図りながら、スクールカウンセラー等を配置できるようにします。	継続
35	不登校の未然防止と対応の充実	校内、校外の教育支援センターを連携させながら、児童生徒一人一人の居場所づくりに努めます。また、教育支援センター相談員による保護者相談、学校訪問、ケース会議への参加を通して、児童生徒についての情報収集や共通理解に努めます。	継続
36	いじめの防止とこどもの権利擁護	児童生徒を対象に実施する「心のアンケート」や「いじめ110番ダイヤル」等を通して、いじめの未然防止、早期発見に努めます。	継続
37	法務省による「こどもの人権SOSミニレター」や「こどもの人権110番」の活用	人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「こどもの人権SOSミニレター(便箋兼封筒)」を配布することにより、身近な人にも相談できない悩みごとへの対応に努めます。	継続

No.	事業名	事業内容	新規/ 継続
38	放課後児童クラブの充実	共働き家庭やひとり親家庭が増加している中、放課後や土曜日、長期休暇等、安心して過ごせる場所を確保するため、放課後児童クラブを運営する事業者に補助金を交付するとともに、保育の質の向上、安全の確保、法令等の基準を踏まえた施設整備等を推進します。	継続
39	こどもの居場所づくりの支援	保護者の就労形態等に関わりなく、学校の長期休暇中等においてこどもが安全かつ健全に過ごすことのできる居場所を運営する事業者等に補助金を交付し、持続的な運営と安全の確保を支援します。	継続
40	児童館の充実	地域で支える子育ての核として、放課後のこどもの居場所となり、児童の健全育成を支援します。	継続
41	プレコンセプションケアの推進	思春期の時期から男女ともに将来の妊娠等を意識し、自分の心身に関する健康管理が行えるよう、啓発します。	新規

(3) 青年期の若者への支援



取り組み方針

- 高等教育の修学支援や高等教育を充実します。
- 必要な若者・家庭等に対し、就労支援や経済的基盤の安定を図る支援を推進します。
- 結婚を希望する方への支援や、結婚に伴う新生活の支援を行います。
- 悩みや不安をかかえる若者やその家族への相談体制を強化します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/ 継続
42	岐阜県若者サポートステーション出張相談の周知	県が提供する「岐阜県若者サポートステーション」では、就職活動に悩む若者やその家族に対し相談対応等の支援をしているため、支援サービスについてホームページ等で周知します。	継続
43	「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」における連携	岐阜県が運営する「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」を通じ、岐阜県下の結婚相談所とネットワークでつながり、結婚の希望がある方同士の出会いを支援します。	継続
44	「ぎふ婚活サポートプロジェクト(コンサポ・ぎふ)」における連携	岐阜県が運営する「ぎふ婚活サポートプロジェクト(コンサポ・ぎふ)」と連携し、結婚の希望のある方がホームページや結婚相談所等において、県内の婚活イベント情報を得られるようにします。	継続

基本目標3 安心してこどもを産み育てられる支援の充実

(1) 子育てに関する負担の軽減



取り組み方針

- 出産にかかる費用やこどもの医療費の補助、児童手当、幼児教育・保育の無償化等、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- 地域ぐるみの子育て支援により、子育てにかかる身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、様々な子育て支援に関する情報の周知を強化します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/継続
45	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	子育て支援センターにおいて、子育て中の親と子が気軽に参加、交流できる機会を充実し、子育ての悩みを相談できる場を提供することで不安感等を緩和します。また、地域資源との連携を図りながら、地域全体でのこどもの育ち・親の育ちを支援します。	継続
46	子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	児童虐待の防止対策のため、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図り、調整担当機関職員の資質向上及び専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化や地域住民への周知を図ります。	継続
47	地域での見守り活動の推進	こどもたちの帰宅を促す防災行政無線を放送し、地域住民による夕刻時の見守り活動を推進します。	継続
48	子育て支援情報誌の発行	子育てに関する情報や子育てに関する相談先が掲載されている子育て支援情報誌を作成し、さまざまな子育て支援サービスや、子育て支援のPRを行います。	継続
49	妊婦のための支援給付	妊娠期の経済的負担軽減のため、給付金を支給します。	新規
50	利用者支援事業	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供し、必要に応じて相談や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	継続
51	出産育児一時金の支給(国民健康保険)	国民健康保険加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。	継続
52	瑞浪市第2子以降出産祝金の支給	第2子以降の出生をお祝いするとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、「瑞浪市第2子以降出産祝金」を支給します。	継続
53	児童手当の支給	18歳年度末までのこどもがいる家庭を対象に手当を支給し、家庭等における生活の安定や、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援します。	継続

No.	事業名	事業内容	新規/ 継続
54	乳幼児等の医療費の助成	出生から18歳に達する年度末までの方が対象の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。	継続
55	国民健康保険料の減額	出産予定者または出産者の属する世帯及び未就学児の属する世帯の国民健康保険料を減額します。	継続
56	乳児(1か月児)健診料等の助成	疾病の早期発見を行い、子育て家庭を支援するため、1か月児健康診査、新生児聴覚検査に係る費用を助成します。	継続
57	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。	継続
58	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワークを通して保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を提供し、子育てを支援します。	新規
59	幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から実施している、幼児教育・保育の無償化を継続します。	継続
60	給食費無償化事業 (年少から年長まで)	令和5年11月から実施している、給食費の無償化を継続します(市内に住所を置き、認定こども園等に通う3歳児から5歳児(年少から年長)が対象)。	継続
61	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に通っていない生後6か月から満3歳までのお子さんが、保護者の就労要件を問わず、月に一定時間保育所等を利用できるようにし、全てのこどもの育ちを応援します。	新規
62	第3子保育料無償化事業	一定の所得要件等を満たす場合に、第3子以降の保育料を無償化します。	継続
63	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と子育てを応援できる人(提供会員)が会員となり、ニーズのマッチングを行い、こどもの送迎や、一時的に保育が困難な場合の預かり等の援助活動を行います。	継続
64	高等学校就学準備等支援金の支給	中学3年生の子を養育する子育て家庭等に対し、進学や就職に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校就学準備等支援金を支給します。	継続

(2) 様々な家庭環境に対応した子育て支援



取り組み方針

- 共働き・共育家庭や、ひとり親家庭等、多様な家庭のニーズに合わせた子育て支援を充実します。
- 企業等へ啓発を行い、従業員のワーク・ライフ・バランスの改善や男性の育児休暇の取得等、働き方を見直す意識を醸成し、男性の主体的な育児を促進します。

実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/ 継続
65	親と子の時間が確保される労働(ワーク・ライフ・バランス)の啓発	仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所に対し子育て支援の啓発を行います。	継続
66	産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備	今後の児童数の推移や出生数を視野に入れた保育サービスの需要を的確に把握し、ニーズに沿った保育士の確保を行う等、こどもにとって良好な保育環境の確保に努めます。	継続
67	マザーズコーナーin 瑞浪の運営	多治見ハローワークと連携し、20歳未満のこどもをお持ちの方への就労支援を行います。	継続
68	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、こどもの福祉の増進を図ります。	継続
69	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の親と子が安心して暮らしていけるよう、情報提供や支援体制の充実に努めます。	継続
70	ひとり親家庭等への学習支援教室	ひとり親家庭のこどもの居場所づくりや、生活の向上を図るために、学習支援教室を開催します。	継続
71	瑞浪市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭等の親が、就業及び経済的自立の促進を目的とした資格取得のため、養成機関において修業する場合に、給付金を支給し、生活負担の軽減を図ります。	継続
72	瑞浪市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親等が、就業による自立を図ることを目的に職業能力を高めるため、指定された教育訓練講座を受講し終了した場合、経費の一部を支給します。	継続
73	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	児童の保護者が、出産や病気等の社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に、児童養護施設等で養育保護をします。	継続
74	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに対して不安・負担を抱えた家庭、 ヤングケアラーがいる家庭等を訪問し 、家庭が抱える不安や悩みの傾聴や、家事・子育て等の支援を実施することにより、子育ての負担を軽減するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	新規

(3) 推進体制づくり

取り組み方針

- こども・若者、子育て家庭にやさしい社会を目指す啓発や情報発信を推進します。
- こども・若者、子育て家庭を支援する専門的な人材の確保や、こども・若者による社会参画をサポートする人材、子育て支援等の活動をサポートする人材・団体等を確保し、支援するとともに、連携体制を構築します。



実施事業

No.	事業名	事業内容	新規/ 継続
75	幼稚園教諭・保育士の資質の向上	幼稚園教諭・保育士の研修体制を充実します。園内研修や教育・保育の専門性を高める研修、保・幼・小の連携を図り、乳幼児期の諸課題を解決するための研修等を組織的・継続的に実施し、資質の向上を推進します。	継続
76	コミュニティ・スクールの推進	市内の全小学校において、学校運営協議会を設置し、学校と地域住民・保護者が力を合わせて瑞浪市ならではの学校の運営に取り組みます。	継続
77	青少年育成市民会議との連携	こども達の健全な成長と自立に資するため、地域、学校、保護者及び各種青少年育成団体等で構成する瑞浪市青少年育成市民会議と連携し、その活動を支援します。	継続
78	子育て支援情報等の発信機会の充実	市公式ホームページや広報みずなみでの情報発信のほか、子育て支援センターだより、子育て支援情報誌等を活用し、子育て支援情報等を積極的に発信します。	継続

第5章 実施事業一覧

本計画で実施する事業及びそれぞれの事業の実施期間は以下ようになります。

※網かけの年度が事業を実施する年度

基本目標、目標、施策、事業		実施期間				
		R7	R8	R9	R10	R11
基本目標1 こども・若者の権利が尊重されのびのびと育つ環境の推進						
(1) こども・若者が安心して成長できる環境の推進						
1	こどもまんなか社会の啓発					
2	家庭教育における人権教育の充実					
3	こども・若者の体験学習の推進					
4	安全なこどもの遊び場の確保					
(2) こども・若者の意見の収集						
5	瑞浪市役所「ミライ創(つく)ろまい課」プロジェクト					
6	こども・若者の意見の把握					
(3) すべてのこども・若者へ必要な保健・医療、支援の充実						
7	子ども発達支援センターぽけっとの運営事業					
8	小児医療の充実					
9	障がい児支援の充実					
(4) 困難な状況にあるこども・若者の保護・支援						
10	県や専門機関の運営する相談窓口の周知					
11	要保護児童の早期発見および保護					
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業					
13	こどもの貧困対策の充実					
14	生活困窮者自立支援制度の推進					
15	小中学校就学援助					
16	瑞浪市奨学金制度の推進					
17	こころの健康相談事業					
18	精神保健福祉家族教室					
19	自殺予防の啓発活動					

※網かけの年度が事業を実施する年度

基本目標、目標、施策、事業			実施期間				
			R7	R8	R9	R10	R11
基本目標2 ライフステージに合わせた切れ目のない支援の充実							
	(1) こどもの誕生前から幼児期までの支援						
	20	こども家庭センターにおける相談事業					
新	21	妊婦等包括相談支援事業					
	22	妊産婦健康診査					
	23	妊婦相談					
新	24	産前産後サポート事業					
	25	産後ケア事業					
	26	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)					
	27	乳幼児健康診査					
	28	保育所等一時預かり事業					
	29	幼保一体化の推進					
	30	教育・保育の質の向上					
	31	延長保育事業					
	32	病児・病後児保育事業					
	(2) 学童期・思春期のこどもへの支援						
	33	小学校教育への滑らかな移行					
	34	小中学校へのスクールカウンセラーの配置					
	35	不登校の未然防止と対応の充実					
	36	いじめの防止とこどもの権利擁護					
	37	法務省による「こどもの人権SOSミニレター※」や「こどもの人権110番」の活用					
	38	放課後児童クラブの充実					
	39	こどもの居場所づくりの支援					
	40	児童館の充実					
新	41	プレコンセプションケアの推進					
	(3) 青年期の若者への支援						
	42	「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」における連携					
	43	「ぎふ婚活サポートプロジェクト(コンサボ・ぎふ)」における連携					
	44	岐阜県若者サポートステーション出張相談の周知					

基本目標、施策、事業		実施期間				
		R7	R8	R9	R10	R11
基本目標3 安心してこどもを産み育てられる支援の充実						
	(1) 子育てに関する負担の軽減					
	45 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)					
	46 子どもを守る地域ネットワーク機能の強化					
	47 地域での見守り活動の推進					
	48 子育て支援情報誌の発行					
新	49 妊婦のための支援給付					
	50 利用者支援事業					
	51 出産育児一時金の支給(国民健康保険)					
	52 瑞浪市第2子以降出産祝金の支給					
	53 児童手当の支給					
	54 乳幼児等の医療費の助成					
	55 国民健康保険料の減額					
	56 乳児(1か月児)健診料等の助成					
	57 養育支援訪問事業					
新	58 親子関係形成支援事業					
	59 幼児教育・保育の無償化					
	60 給食費無償化事業(年少から年長まで)					
新	61 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)					
	62 第3子保育料無償化事業					
	63 ファミリー・サポート・センター事業					
	64 高等学校就学準備等支援金の支給					
	(2) 様々な家庭環境に対応した子育て支援					
	65 親と子の時間が確保される労働(ワーク・ライフ・バランス)の啓発					
	66 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備					
	67 マザーズコーナーin 瑞浪の運営					
	68 児童扶養手当の支給					
	69 ひとり親家庭等の自立支援の推進					
	70 ひとり親家庭等への学習支援教室					
	71 瑞浪市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業					
	72 瑞浪市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業					
	73 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)					
新	74 子育て世帯訪問支援事業					
	(3) 推進体制づくり					
	75 幼稚園教諭・保育士の資質の向上					
	76 コミュニティ・スクールの推進					
	77 青少年育成市民会議との連携					
	78 子育て支援情報等の発信機会の充実					

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

現在、本市の認定こども園及び保育園は、学区に関わらず利用されています。また、低年齢の保育利用が一時的に利用超過の状態であることから、今後のこどもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくためには、広域での調整を図っていくことが求められます。

これらの理由から、瑞浪市全域を1圏域とし、教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行います。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みの推計の考え方

教育・保育の量とは、認定こども園や保育園、延長保育、放課後児童クラブといった様々な子育て支援事業において、それぞれ必要となる支援サービスの量です。

こどもの数や保護者の意向により、毎年度、子育て支援サービス各種のニーズの量が変化するため、必要な人に必要な支援が届くよう、人口推計による出生数の予測や、保護者へのアンケート調査等により意向を把握し、子育て支援サービスのニーズ量を年度ごとに推計しています。

なお、教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を見込むにあたっては、国のワークシートに基づく算出を基本としつつ、推計値と実態の乖離を防ぐため、過去の利用実績等を用いた推計により補正を加えました。

※ ワークシートによる推計の課題

国のワークシートを用いた推計値は、「利用意向率(ニーズ調査結果を基に算出)」に大きく左右され、以下のような課題があります。

- 認知度が低い事業については、内容がイメージできないため、「利用したい」と回答しない場合がある(利用意向率が実際よりも低く算出される可能性あり)。
- 「利用したい」と回答しても、実際の就労状況や子育て環境等により、実際には「利用しない」場合がある(利用意向率が実際よりも高く算出される可能性あり)。
- 利用意向率を算出する際の調査対象数が少ない場合、正しい利用意向率の算出が困難となる。

(2) 特定教育・保育施設

特定教育・保育施設として、国では、認定こども園・幼稚園・保育所が位置づけられています。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設が認定こども園です。

本市の施設概要は次のようになっています。

【認定こども園教育部】

園名	所在地	受入年齢	保育時間	休業日
陶こども園	陶町	3歳児から 5歳児	8時30分から 14時30分	土曜日 日曜日 祝日 夏季休業 冬季休業 春季休業
稲津こども園	稲津町			
みどりこども園	下沖町			
桔梗こども園	土岐町			
竜吟こども園	釜戸町			
日吉こども園	日吉町			
一色こども園	寺河戸町			
瑞浪こども園	北小田町			
中京こども園(私立)	土岐町			

【認定こども園保育部、保育園】

園名	所在地	受入年齢	保育時間	休業日
陶こども園	陶町	生後8か月から 5歳児 ※桔梗こども園 は生後57日から ※瑞浪こども園 は3歳児から	【短時間】 8時30分から 16時30分	日曜日 祝日 12月29日 から 1月3日
稲津こども園	稲津町			
みどりこども園	下沖町			
桔梗こども園	土岐町			
竜吟こども園	釜戸町			
日吉こども園	日吉町			
一色こども園	寺河戸町			
瑞浪こども園	北小田町	2歳児から 5歳児 生後57日から 5歳児 生後6か月から 2歳児 生後57日から 2歳児 生後8か月から 5歳児 生後6か月から 2歳児 生後6か月から 2歳児	【標準時間】 7時30分から 18時30分	なし
中京こども園(私立)	土岐町			
千寿の里 愛保育園(私立)	山田町			
せいわ保育園(私立)	和合町			
千寿の里 もりの愛保育園(私立) ※小規模保育事業所	樽上町			
中京けいめい保育園(私立) ※小規模保育事業所	土岐町			
まんまる保育園(私立) ※小規模保育事業所	土岐町			
マカナ保育園(私立) ※小規模保育事業所	松ヶ瀬町			
				日曜日 祝日 12月29日 から 1月3日

【今後の方向性】

本市では、現状、待機児童は発生していません。しかし、市中心部においては、利用定員を上回る申し込みがある状況です。今後、年少人口は減少傾向にあるものの「幼児教育・保育の無償化」の影響により、保育ニーズが高まっているため、需要と供給のバランスを慎重に確認する必要があります。令和7年度より、公立園8園を幼保連携型認定こども園に移行し幼保一体化の体制を維持します。**また、公立園について指定管理や委託、民営化の検討を進めます。**

(3) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 0歳～2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】の保育利用率

(単位:人・%)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	0～2歳推計児童数	613	594	583	595	585
②	利用定員数	307	307	307	307	307
③	保育利用率	50.1	51.7	52.7	51.6	52.5

【保育率の考え方】

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定められている考え方に基づき、以下のように算出。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定こどもに係る保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

② 0歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	45	45	45	45	45
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
	特定地域型保育事業	16	16	16	16	16
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	54	54	54	54	54
③	過不足(②－①)	9	9	9	9	9

【量の見込みの考え方】

○利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○既存の認定こども園保育部、保育園等において確保する。

③ 1・2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

（単位：人）

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	233	229	239	234	230
② 確保 方策	特定教育・保育施設	194	194	194	194	194
	特定地域型保育事業	59	59	59	59	59
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	253	253	253	253	253
③	過不足(②－①)	20	24	14	19	23

【量の見込みの考え方】

○利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○既存の認定こども園保育部、保育園等において確保する。

④ - 1 3～5歳【2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

（単位：人）

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	592	605	603	600	599
② 確保 方策	特定教育・保育施設	615	615	615	615	615
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	615	615	615	615	615
③	過不足(②－①)	23	10	12	15	16

【量の見込みの考え方】

○国の手引きに基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○既存の認定こども園保育部、保育園等において確保する。

- ④ - 2 3～5歳【1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）】
 【2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）】

（単位：人）

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	148	133	132	132	131
②	確保方策	206	206	206	206	206
③	過不足(②－①)	58	73	74	74	75

【量の見込みの考え方】

- 利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

- 既存の認定こども園教育部において確保する。

※市内に、2号認定(学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども)が通園できる園がないため、確保方策は、1号認定のみの数値とする。なお、2号認定(学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども)は市外の園等での確保を行う。

(4) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

第2期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法第59条に定められた13の地域子ども・子育て支援事業について、各事業の量の見込みと確保方策を定め実施してきました。

第3期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画を包含する本計画においては、既存の13の事業に加え、令和4年の児童福祉法の改正(令和6年4月施行)及び令和6年の子ども・子育て支援法等の改正(令和6年10月より順次施行)に基づき、児童福祉法で新たに定められた「子育て世帯訪問支援事業」、「受動育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の3事業及び子ども・子育て支援法等で地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」、「産後ケア」の3事業についても、地域子ども・子育て支援事業として計画内に位置付け、各事業の「量の見込み」や、「確保方策」を定めます。

国や県の方針に沿い、瑞浪市も、以下に示す19の地域子ども・子育て支援事業を実施、また、すぐに実施が困難な事業については、実施に向けての検討を進め、これまで以上に全てのこども・子育て世帯への支援を拡充していきます。

【子ども・子育て支援事業計画に定める地域子ども・子育て支援事業】

事業名		事業概要
①	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
②	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
③	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
④	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
⑤	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑥	病児・病後児保育事業	病気または病気回復期で集団保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

事業名		事業概要
⑧	利用者支援事業	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
⑨	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費用助成事業)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑪	養育支援訪問事業 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	養育支援が特に必要な家庭に対し、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業
⑫	子育て世帯訪問支援事業	家庭を訪問し、家事や育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みを傾聴する事業
⑬	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワークを通して保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を提供し、子育てを支援する事業
⑭	乳児等通園支援事業	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業
⑮	産後ケア事業	産後も安心して子育てができるよう、産後のママと赤ちゃんに対し、授乳や沐浴等のアドバイス、育児相談、産後のお母さんのからだやこころのケア、生活面の指導、相談、こどもの成長や発達の確認等様々な産後ケアを行う事業
⑯	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
⑰	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑱	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業
⑲	児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

①延長保育事業

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	21	21	20	20	19
②	確保方策	63	63	63	63	63
③	過不足(②-①)	42	42	43	43	44

【量の見込みの考え方】

○利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○今後も事業の継続実施により確保する。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量 の 見 込 み	1年生	71	64	64	62	59
	2年生	69	62	62	61	57
	3年生	55	49	49	48	45
	低学年合計	195	176	176	171	162
	4年生	30	28	28	27	25
	5年生	15	14	14	14	13
	6年生	5	5	5	5	5
	高学年合計	51	46	46	45	43
	合計	246	222	222	216	205
②	確保方策	300	300	300	300	300
③	過不足(②-①)	54	78	78	84	95

【量の見込みの考え方】

○利用実績(平均利用児童数)に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○今後も放課後児童クラブの運営継続と拡充を支援することにより確保する。

③子育て短期支援事業

(単位:人)年間延べ人数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	14	14	14	14	14
②	確保方策	14	14	14	14	14
③	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みの考え方】

- 児童養護施設1か所と1日1人の入所について子育て短期支援事業契約を行った。
- ニーズ量・・・1人×1週間(7日)入所×2回=14人とした。

【確保方策の考え方】

- 今後も事業の継続実施により確保する。

④地域子育て支援拠点事業

(単位:人/箇所)年延べ人数、箇所

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み(利用者数)	21,200	21,090	20,985	20,880	20,775
②	確保方策(実施箇所数)	4	4	4	4	4

【量の見込みの考え方】

- 利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

- 今後も事業の継続実施により確保する。

⑤－１ 幼稚園における一時預かり事業

(単位:人)年間延べ人数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	－	－	－	－	－
②	確保方策	0	0	0	0	0
③	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

【量の見込みの考え方】

○現在、瑞浪市では未実施の事業。

【確保方策の考え方】

○本事業のニーズについては、認可外保育施設やファミリー・サポート・センターにて対応できると考えられるが、今後のニーズによって事業の実施を検討する。

⑤－２ 保育所等における一時預かり事業

(単位:人)年間延べ人数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	1,185	1,244	1,306	1,370	1,438
②	確保方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
③	過不足(②－①)	255	216	134	70	2

【量の見込みの考え方】

○直近の利用実績に基づき、今後の利用者数の増加を考慮し、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑥病児・病後児保育事業

(単位:人)年間延べ人数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	50	50	50	50	50
②	確保方策	480	1,440	1,440	1,440	1,440
③	過不足(②-①)	430	1,390	1,390	1,390	1,390

【量の見込みの考え方】

○利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○令和7年度は、1日あたりの預かり可能人数(2人/日)、令和8年度以降は、1日あたりの預かり可能人数(6人/日)より算出。土岐市と広域協定による運営のため2市合計の人数。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児童のみ)

(単位:人)年間延べ人数

市内全体			実施時期				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	低学年	18	18	18	17	17
		高学年	7	7	7	6	6
		合 計	25	25	25	23	23
②	確保方策		25	25	25	25	25
③	過不足(②-①)		0	0	0	2	2

【量の見込みの考え方】

○国の手引きに基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑧利用者支援事業

・こども家庭センター型(配置・保健師、家庭支援員等)

(単位:箇所)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	1	1	1	1	1
②	確保方策	1	1	1	1	1
③	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みの考え方】

○過去の相談実績等を基に、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○担い手の確保を含め、継続実施により確保する、

○基本型、特定型については、今後のニーズによって事業の実施を検討する。

⑨妊婦健康診査（妊婦健康診査費用助成事業）

(単位:人)年間延べ回数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
②	確保方策	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
③	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みの考え方】

○ニーズ調査における「利用した割合」と「利用したい割合」から算出。

【確保方策の考え方】

○今後も事業の継続実施により確保体制を維持する。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)年間延べ回数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	220	220	220	220	220
②	確保方策	230	230	230	230	230
③	過不足(②－①)	10	10	10	10	10

【量の見込みの考え方】

○利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○今後も事業の継続実施により確保体制を維持する。

⑪養育支援訪問事業等(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

(単位:世帯)年間実世帯数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	20	20	20	20	20
②	確保方策	20	20	20	20	20
③	過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【量の見込みの考え方】

○利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○今後も事業の継続実施により既存の体制を維持する。

⑫子育て世帯訪問支援事業

(単位:人日)延べ人数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	96	96	96	96	96
②	確保方策	144	144	144	144	144
③	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込みの考え方】

○要保護児童や要支援児童がいる世帯数から「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○要保護児童や要支援児童がいる世帯のうち、3世帯に対し最長6か月の間、家事支援等を提供する。

⑬親子関係形成支援事業

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	8	8	8	8	8
②	確保方策	10	10	10	10	10
③	過不足(②-①)	2	2	2	2	2

【量の見込みの考え方】

○類似事業の参加実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○今後も事業の継続実施により確保体制を維持する。

⑭乳児等通園支援事業

(単位:人日)延べ人数

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0歳児	—	3	3	5	5
	1歳児	—	1	1	2	2
	2歳児	—	1	1	2	2
	合計	—	5	5	9	9
② 確保方策	0歳児	—	3	3	5	5
	1歳児	—	1	1	2	2
	2歳児	—	1	1	2	2
	合計	—	5	5	9	9
③	過不足(②-①)	—	0	0	0	0

【量の見込みの考え方】

○国の手引きに基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○事業の継続実施により確保体制を維持する。

⑮産後ケア事業

(単位:延べ回数)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	140	140	140	140	140
②	確保方策	150	150	150	150	150
③	過不足(②-①)	10	10	10	10	10

【量の見込みの考え方】

○利用実績に基づき、「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○今後も事業の継続実施により確保体制を維持する。

⑯妊婦等包括相談支援事業

(単位:延べ回数)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	660	660	660	660	660
②	確保方策	660	660	660	660	660
③	過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【量の見込みの考え方】

○妊婦ひとりにつき、3回の面談を実施することを想定して「量の見込み」を算出。

【確保方策の考え方】

○妊婦ひとりにつき、3回の面談を実施する。

(5) 今後実施を検討する事業

⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

今後、対象者があった場合には、事業を実施します。

⑱多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していく必要があります。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

⑲児童育成支援拠点事業

【事業概要】

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

3. 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項

(1) 教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、認定こども園・保育所等において、一人ひとりのこどもの発達に必要な経験を見通した教育・保育内容、教育・保育環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

園内研修や教育・保育の専門性を高める研修等、乳幼児期の諸課題を解決するための幅広い研修等を組織的・継続的に実施するとともに、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるように認定こども園・保育所と小学校の連携を強化し、こどもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、公立園すべてが、幼稚園児と保育園児が同じ園の中で一緒に生活をしながら合同活動を行う幼保連携型認定こども園となっています。今後も幼保一体化の体制を継続させ、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、こどもを受け入れられる施設であることを周知します。また、保育所・認定こども園・**地域型保育事業所**・小学校等との交流・連携を計画的に推進します。

5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設を整備します。また、一般事業主行動計画の推進等、事業者に対して働きかけを行っていきます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認・指導等の内容について、県への情報提供を行うとともに、子育てのための施設等の運営が適切に図られるよう、県との連携体制を強化します。

7. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、こどもの権利擁護、虐待に対する親への指導、家族関係の修復支援等を、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 障がい児等、特別な支援が必要なこどもの施策の充実

障がい児とその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりの障がいの状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障がいに対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。

8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進強化、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、さまざまな啓発活動を通して、家庭や地域、職場において男女が常に対等な立場でともに活動し、平等に利益を分かち合える社会の実現をめざしていきます。

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意義及び重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

9. その他関連施策の推進

(1) 親としての成長にかかる支援

子どもだけではなく、親も一緒に育ちあえるよう、親の役割や家庭環境づくりの学習機会を提供していきます。また、初めての子育てでの戸惑いや不安を解消し、育児力の向上を図りながら、親が育つことのできる学習や体験の機会を提供していきます。

(2) 地域の子育て力を高める環境づくり

地域でのこどもの安全確保や子育て中の親子の孤立を防止するためには、地域における日常的な見守りが必要です。そのため、地域ぐるみで子育てを行うための見守り体制づくり等の取り組みを進めます。

(3) こどもと子育てにやさしいまちづくり

安全・安心な環境で子育てができるよう、道路環境や通学路の整備、まちのバリアフリー化に努めます。

こどもを犯罪等から守るため、市民をはじめ関係機関との連携を図っていきます。また、不審者情報の発信や防犯用品の支給を行い、安全への意識を高める事業を展開します。

第7章 計画の推進体制と評価

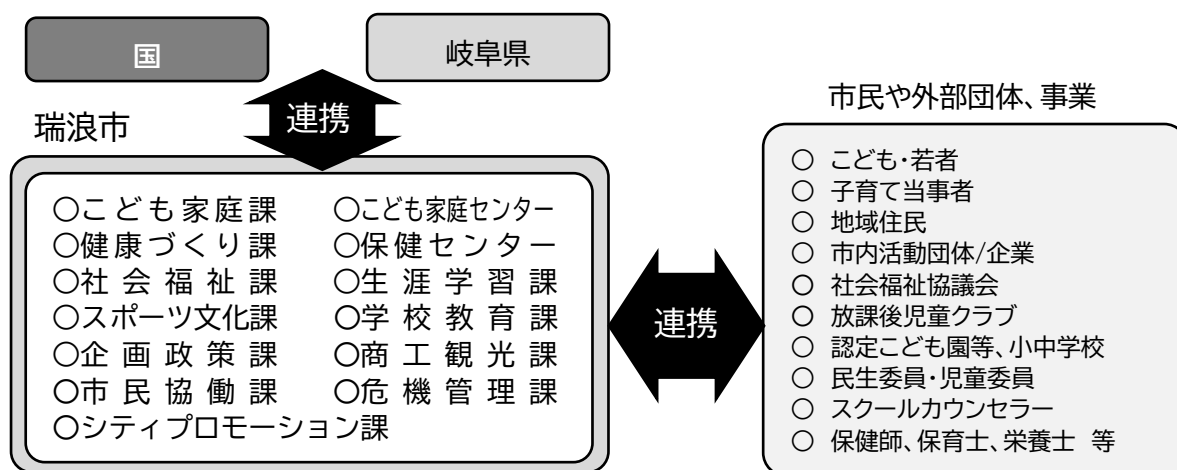
1. 計画の推進体制

(1) 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

(2) 市民や地域との連携

こどもや子育て家庭をとりまく、認定こども園、学校、地域住民、事業者等、多様な主体が、それぞれ責任を持ってこどもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備等を行い、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。



2. 計画の進行管理及び評価方法

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

計画の進行を適切に管理するため、庁内関係各課と連携し、具体的な施策の進行状況を把握します。

また、「瑞浪市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況を点検と評価を行い、結果を公表するとともに、指摘された課題等について、対策を実施するものとします。

なお、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。その際、国の政策や社会情勢の変化等により、計画内容と実態に乖離が生じている場合は、必要に応じて、計画の内容の一部を変更します。

次期計画の策定にあっては、計画の効果を測るための調査を行い、毎年度第7次瑞浪市総合計画(みずなみ VISION)及び本計画で定めた目標指標の達成状況を把握します。

1. 瑞浪市子ども・子育て会議条例

○瑞浪市子ども・子育て会議条例

平成25年10月9日条例第23号

瑞浪市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項の規定に基づく合議制の機関として、瑞浪市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

一部改正〔令和5年条例5号・6年27号〕

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 瑞浪市こども計画(こども基本法第10条第2項に基づき瑞浪市が策定するこども計画をいう。)に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て会議に関し市長が必要と認めること。

一部改正〔令和2年条例32号・6年27号〕

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域において子育て支援を行う者
- (3) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (4) 経済団体及び労働者団体の関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども家庭課において処理する。

一部改正〔平成25年条例26号・令和2年25号・5年28号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月29日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月1日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月22日条例第28号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月28日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 瑞浪市こども計画策定経過

令和5年度

■令和5年12月5日 第2回瑞浪市子ども・子育て会議

<内容>

- こども計画について
- 子ども計画策定のためのアンケート調査(素案)について
- 委員の任期、公募委員の募集について

■令和6年1月27日 瑞浪市こども計画策定にかかるワークショップ

<内容>

- こども計画の施策を検討するにあたり、市内の子育て当事者、こどもに深く関わる人の現状に対する気づきや意見(困りごと)、支援ニーズを把握した。
- 参加者を3グループに編成し、グループ内で「子育てに関する困りごと」について、現状の子育て施策の良いところや改善してほしいこと等も踏まえ、意見交換した。出された意見、提案は、同ワークショップの中で、市民から市長へ発表された。
- 市民からの意見、提案について、市長が講評を行い、市内の現状や今後の方向性等、子育て支援施策への取り組みについて説明を行った。

令和6年度

■令和6年5月27日 第1回瑞浪市子ども・子育て会議

<内容>

- 教育・保育事業の状況について
- こども計画の策定について
- こども計画策定のためのアンケート調査結果について
- こども計画策定のワークショップについて

■令和6年8月29日 第2回瑞浪市子ども・子育て会議

<内容>

- 瑞浪市こども計画の構成について
- 教育・保育の量の見込みについて
- 児童手当の制度改正について
- 土曜日保育1園集約について

■令和6年11月11日 第3回瑞浪市子ども・子育て会議

<内容>

- 瑞浪市こども計画の構成について
- 公立幼稚園の認定こども園への移行について

■令和6年12月25日～令和7年1月24日 パブリック・コメント

■令和7年2月7日 第4回瑞浪市子ども・子育て会議

<内容>

○瑞浪市こども計画(案)に関するパブリック・コメントの結果について

○瑞浪市こども計画について

3. 瑞浪市子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

番号		氏 名	職 名	備 考
1		村 瀬 悠	瑞浪市PTA連合会 子育て副委員長	(1)子どもの保護者
2		本 荘 公 孝	みどり幼児園保護者会 代表	
3	副会長	山 内 令 子 ※R6.12.15まで	主任児童委員 代表	(2)地域において子育て支援を行う者
4		岩 島 留美子 ※R7.2.1から	主任児童委員	
5		出 村 祥 子	放課後児童クラブ 指導員	
6		水 野 知 久	岐阜県東濃子ども相談センター 所長	(3)子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
7		滝 川 直 樹	瑞浪小学校 校長	
8		安藤 八重子	瑞浪市児童館 館長	
9		河村 由美子	稲津幼児園 園長	
10		宮 月 孝 恵	中京こども園 園長	
11		清 水 芳 樹	瑞浪市教育委員会 学校教育課 課長補佐	(4)経済団体の関係者
12		小 島 博 和 ※R6.9.30 まで	商工会議所 専務理事	
13		景 山 英 明 ※R6.10.1 から		
14		栗 岡 洋 美	中京学院大学 短期大学部 保育科 准教授	(5)子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
15	会長	土屋 真由美	瑞浪市教育委員会 就学前教育指導担当者	
16		逸 見 弘 子	市民代表	(6)公募による市民
17		大 西 由 妃	市民代表	

4. 関連する法律

○こども基本法（一部抜粋）

令和四年法律第七十七号

こども基本法

第二章 基本的施策

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

○子ども・若者育成支援推進法（一部抜粋）

平成二十一年法律第七十一号

子ども・若者育成支援推進法

第二章 子ども・若者育成支援施策

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（一部抜粋）

平成二十五年法律第六十四号

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

第二章 基本的施策

（都道府県計画等）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

○子ども・子育て支援法（一部抜粋）

平成二十四年法律第六十五号

子ども・子育て支援法

第四章 地域子ども・子育て支援事業

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定制教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定制教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○次世代育成支援対策推進法（一部抜粋）

平成十五年法律第百二十号
次世代育成支援対策推進法

第二章 行動計画

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画 （市町村行動計画）

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
 - 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

5. 用語説明

か行

学童期	小学校に入学してから卒業するまでの時期のこと。
教育・保育提供区域	子ども・子育て支援法に規定される教育・保育事業を提供する上で、基礎とする単位のこと。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村が定めることとされている。
ケースワーカー	身体や精神、社会的な面で何らかの課題を持ち、日常生活を送る上で困難を有する人に対し、相談や適切な支援を行う専門職で、社会福祉主事や児童福祉司、身体障害者福祉司等の資格を有する者をいう。各自治体の福祉事務所や児童相談所等に配置されていることが多い。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の、年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、一生の間に産むこどもの数を推計した数値。
コミュニティ・スクール	学校、保護者及び地域住民等から成る学校運営協議会を設置している学校。学校運営協議会を中核とする、学校運営のしくみ自体を指すこともある。 学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するほか、学校運営や教職員の任用について、意見を述べるといった活動を行う。 保護者や地域住民等が積極的に参画することによって、地域ならではの創意や工夫が取り込まれ、特色ある学校運営が実現するほか、新たな人と人とのつながりや、多様な活動が創出できるといったメリットが挙げられている。また、このことにより、こどもの自己有用感が育まれるとともに、こどもを中心とした地域づくりが進むことも期待されている。

さ行

思春期	概ね中学校に入学してから 18 歳頃までの時期のこと。
児童虐待	保護者とその監護する児童(18 歳未満)に行うもので、殴る、蹴る等の身体的虐待や、性的ないたずら等の性的虐待、言葉によるおどし、脅迫、無視といった心理的虐待、適切な食事を与えない、不潔なままにする等の育児放棄・ネグレクト等を指す。
児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。
就学前児童	小学校に入学する前の年齢の児童のこと。
小規模保育事業	児童福祉法に基づき、保育施設において、6人以上19人以下の利用定員でこどもを保育する事業。原則として、保育を必要とする0～2歳までの乳児・幼児の保育を行う。市が認可し、給付対象として確認を行っている。
スクールカウンセラー	教育機関に配置され、心理相談業務に従事する専門職。児童・生徒に対する心理相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、多岐にわたった職務を担う。いじめなど、校内外における問題行動の深刻化、不登校の増加など、児童生徒の心と関わる様々な問題への対処や指導について、高度な専門知識が必要とされる事例が増えていることを背景に、設置が進められている。

た 行

地域型保育事業	地域における多様な保育ニーズへの対応や待機児童解消を目的として、保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0 歳から 2 歳の乳幼児を保育する。市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられており、多様な施設や事業の中から利用者が選択できるしくみになっている。
---------	---

な 行

認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、申請に対し都道府県知事が認可する。
--------	---

は 行

バリアフリー	生活の中で不便を感じたり、様々な活動をする時の障壁（バリア）となるものを無くすこと。もとは、道路や建築物の段差など、物理的な障壁の除去を意味していたが、現在では、多様な人の社会参加を困難にする全ての分野での障壁の除去という意味で用いられる。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の労働者や保護者等を会員とし、こどもの預かりの支援を受けたい人と支援を行いたい人とをマッチングし、地域で子育てを支えるしくみ。

ま 行

未満児	保育の現場等において、3歳未満の児童（0 歳児、1 歳児、2 歳児）のことをいう。他方、3 歳児から 5 歳児までを「以上児」といい、区別する場合がある。
-----	---

や 行

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、こどもが本来体験する権利のある遊びや学び、友人との交流等の自分のための時間を持たないこどもや若者のこと。
幼児教育・保育の無償化	認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスのこども、市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの教育・保育施設の利用料等を無料とする制度。
要保護児童対策地域協議会	こどもを守る地域ネットワークとも言われる。虐待を受けているこどもや様々な問題を抱えている要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、市内のこどもに関係する機関等により構成される機関。